

令和3年度 放射性同位元素等規制法に係る運用管理システムアプリケーションの改修

[全省庁共通電子調達システム対応]

入 札 説 明 書

入 札 心 得

入 札 書 様 式

電子入札案件の紙入札参加様式

委 任 状 様 式

予算決算及び会計令（抜粋）

仕 様 書

入 札 適 合 条 件

契 約 書 （ 案 ）

令和3年6月
原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房放射線防護グループ放射線規制部門

入札説明書

原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房放射線防護グループ放射線規制部門

原子力規制委員会原子力規制庁の役務の調達に係る入札公告（令和3年6月24日付け公告）に基づく入札については、関係法令、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定めるもののほか下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和3年度 放射性同位元素等規制法に係る運用管理システムアプリケーションの改修

(2) 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(3) 納入場所

仕様書による。

(4) 入札方法

入札金額は、総価で行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者ではないこと。

(4) 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。

(5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

(6) 入札説明会に参加した者であること。

3. 入札者に求められる義務等

この一般競争に参加を希望する者は、原子力規制委員会原子力規制庁の交付する仕様書に基づき適合証明書を作成し、適合証明書の受領期限内に提出しなければならない。

また、支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された適合証明書は原子力規制委員会原子力規制庁において審査するものとし、審査の結果、採用できると判断した証明書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

4. 入札説明会の日時及び場所

令和3年7月1日（木） 14時30分～

原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル18階入札会議室

- ※1 参加人数は、原則1社1名とする。
- ※2 本会場にて、入札説明書の交付は行わない。
- ※3 本案件は入札説明会への参加を必須とする。

5. 適合証明書の受領期限及び提出場所

(1) 受領期限

令和3年7月12日（月） 17時00分

(2) 受領場所

〒106-8450 東京都港区六本木1丁目9番9号 六本木ファーストビル7階
原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房放射線防護グループ 放射線規制部門

(3) 提出方法

ア. 電子調達システムで参加する場合

電子調達システムで参加する場合は（1）の期限までに同システム上で適合証明書を提出すること（同システムのデータ上限は10MBまで）。

イ. 書面で参加する場合

書面で参加する場合は（1）の期限までに持参または郵送とする。郵送の場合は受け付けるが確実に届くよう、配達証明等で送付すること。なお、メールによる適合証明書の受領は受け付けない。

(4) その他

審査の結果は令和3年7月29日（木）中に電子調達システムで通知する。書面により入札に参加する者へは、書面で通知する。（審査結果通知書）

6. 競争執行の日時、場所等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時：令和3年8月2日（月） 17時30分

場所：原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル18階入札会議室

(2) 入札書の提出方法

ア. 電子調達システムによる入札の場合

6. (1) の日時までに同システムにより入札を行うものとする。

イ. 書面による入札の場合

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式2による書面を5. (1) の日時までに

5. (2) の場所へ持参または郵送すること。

また、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式1による入札書を6. (1) の日時及び場所に持参すること。入札書を電話、FAX、郵送等により提出することは認めない。なお、入札書の日付けは、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7. 落札者の決定方法

支出負担行為担当官が採用できると判断した適合証明書を提出した入札者であって、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札額によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

8. その他の事項は、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得の定めるところにより実施する。

9. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

10. 契約書作成の要否 要

11. 契約条項 契約書（案）による。

12. 支払の条件 契約書（案）による。

13. 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

14. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地

支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 伊藤 隆行
〒106-8450 東京都港区六本木一丁目 9 番 9 号

15. その他

(1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。

(2) 本件に関する照会先

担当：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ放射線規制部門

江田和由 堀朗生 高田桂介

電話：03-5114-2155

FAX：03-5114-2128

メールアドレス※ nra.contact.027c.j5r@ks.nsr.go.jp

※メールで照会の際には、併せて電話にてその旨を報告すること。

(3) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先

政府電子調達システム（G E P S）

ホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>

ヘルプデスク 電話：0570-000-683(ナビダイヤル)

受付時間：平日 9時00分～17時30分

(別 紙)

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得

1. 趣旨

原子力規制委員会原子力規制庁の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。
ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。なお、入札説明書において「電子調達システムより入札書を提出すること。」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものと

して取り扱うこととする。

(2) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官殿と記載)及び「令和〇年〇月〇日開札[令和〇年度〇〇〇業務]の入札書在中」と朱書きして、入札日時までに提出すること。

(3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕をもって行うこと。

7. 代理人等(代理人又は復代理人)による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続を終了しておかなければならない。

8. 代理人の制限

(1) 入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(2) 入札者は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は入札代理人とすることができない。

9. 条件付の入札

予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行った者は、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあつては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

10. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない代理人による入札又は電子調達システムに定める委任の手続を終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札

- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあつては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

11. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穩の行動をする等の場合であつて、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

12. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。ただし、別途指示があつた場合は、当該指示に従うこと。

13. 調査基準価格、低入札価格調査制度

- (1) 工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について予決令第85条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。
 - ① 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
 - ② 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額

- (2) 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所を実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- (3) 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

14. 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 低入札となった場合は、一旦落札決定を留保し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。
- (3) 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

15. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

16. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

17. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、契約書を受理した日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

18. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）を提出します。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者役職・氏名

(復) 代理人役職・氏名

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 令和3年度 放射性同位元素等規制法に係る運用管理システムアプリケーションの改修
- 2 入札金額 : 金額 円也
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 本入札書は原本であり、虚偽のないことを誓約するとともに、暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E - m a i l :

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者役職・氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式で参加をいたします。

記

- 1 入札件名 : 令和3年度 放射性同位元素等規制法に係る運用管理システムアプリケーションの改修
2. 電子調達システムでの参加ができない理由
(記入例) 電子調達システムで参加する手続きが完了していないため

担当者等連絡先

部署名:

責任者名:

担当者名:

T E L :

F A X :

E-mail:

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地
(委任者) 商号又は名称
代表者役職・氏名

代理人所在地
(受任者) 所属(役職名)
代理人氏名

当社 を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和3年度 放射性同位元素等規制法に係る運用管理システムアプリケーションの改修の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E - m a i l :

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

代理人所在地
(委任者) 商号又は名称
所属(役職名)
代理人氏名

復代理人所在地
(受任者) 所属(役職名)
復代理人氏名

当社 を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和3年度 放射性同位元素等規制法に係る運用管理システムアプリケーションの改修の入札に関する一切の件

担当者等連絡先

部署名:

責任者名:

担当者名:

T E L:

F A X:

E-mail:

(参 考)

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

令和3年度 放射性同位元素等規制法に係る運用管理システム
アプリケーションの改修 調達仕様書(案)

令和3年 月

原子力規制委員会原子力規制庁

長官官房放射線防護グループ

放射線規制部門

目次

1. <u>調達案件の概要に関する事項</u>	18
1. 1 <u>調達件名</u>	18
1. 2 <u>調達の背景、目的及び期待する効果</u>	18
1. 3 <u>業務・情報システムの概要</u>	19
1. 4 <u>契約期間</u>	19
1. 5 <u>作業スケジュール</u>	19
2. <u>調達案件の調達の方式及び実施時期に関する事項</u>	20
3. <u>作業の実施内容に関する事項</u>	20
3. 1 <u>作業の内容</u>	20
3. 2 <u>成果物の範囲、納品期日等</u>	29
4. <u>満たすべき要件に関する事項</u>	30
5. <u>作業の実施体制・方法に関する事項</u>	30
5. 1 <u>作業実施体制</u>	30
5. 2 <u>作業要員に求める資格等の要件</u>	31
5. 3 <u>作業場所</u>	32
5. 4 <u>作業の管理に関する要領</u>	32
6. <u>作業の実施に当たっての遵守事項</u>	32
6. 1 <u>機密保持、資料の取扱い</u>	32
6. 2 <u>遵守する法令等</u>	33
7. <u>成果物の取扱いに関する事項</u>	34
7. 1 <u>知的財産権の帰属</u>	34
7. 2 <u>契約不適合責任</u>	35
7. 3 <u>検収</u>	35
8. <u>再委託に関する事項</u>	35
8. 1 <u>再委託の制限及び再委託を認める場合の条件</u>	35
8. 2 <u>承認手続</u>	36
8. 3 <u>再委託先の契約違反等</u>	36
9. <u>その他特記事項</u>	36
10. <u>附属文書</u>	37

1. 調達案件の概要に関する事項

1. 1 調達件名

令和3年度放射性同位元素等規制法に係る運用管理システムアプリケーションの改修

1. 2 調達の背景・目的及び期待する効果

原子力規制委員会では、「放射性同位元素等規制法に係る運用管理システム」(以下「システム」という。)を、放射性同位元素等の規制に関する法律(以下「放射性同位元素等規制法」という。)に基づき規制される事業者に関する情報(許認可の内容、事業者の連絡先、放射線取扱主任者の氏名等)の管理及び放射線源登録制度の対象事業者が受払い等を行う特定放射性同位元素の追跡管理を行うことを目的として、総合的に運用管理している(システムの詳細としては1.3の【図1 放射性同位元素等規制法に係る運用管理システムの概念図】を参照。)

本調達は、(1)放射性同位元素等規制法に基づき規制される事業者の情報の管理を行うサブシステム「放射線障害防止総合管理システム(以下「障防システム」という。)」及び(2)放射線源登録制度の対象事業者が受払い等を行う特定放射性同位元素の追跡管理等を行うサブシステム「放射線源登録管理システム(以下「線源システム」という。)」について、以下の改修を行うものである。

(1) 障防システムに係る改修について

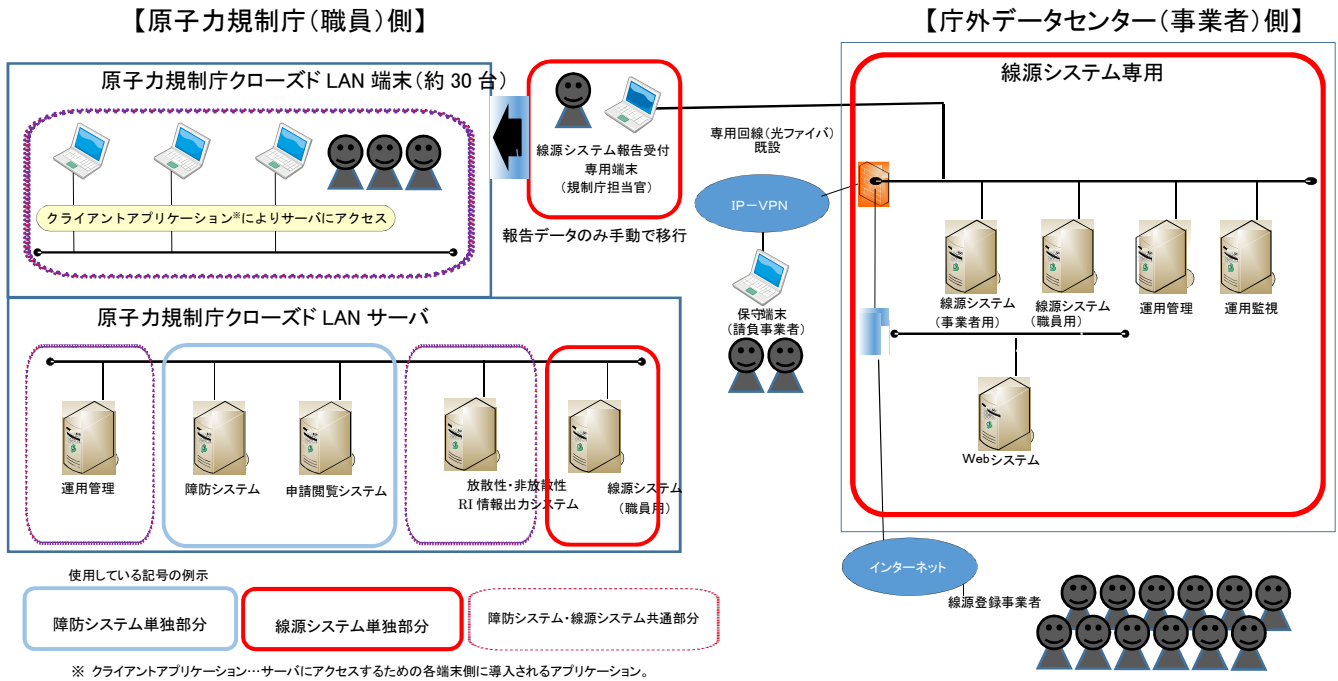
放射性同位元素等規制法が規制対象としている放射性同位元素等は、医療、農業、工業など幅広い分野で用いられており、また、その利用形態も年々多様化している。今後の政策立案等を進めるためには、放射性同位元素等規制法の施行状況の把握に必要な、放射性同位元素等規制法に係る許認可等の情報を整理・集計した、放射線利用状況等の統計的客観的な情報が必須である。しかしながら、当該情報を得るための整理・集計業務については、多くの人工を要している状況である。整理・集計にかかる人工を削減するとともに、計算誤りを防止するため、障防システムに整理・集計結果の表を出力する機能を実装する。

(2) 線源システムに係る改修について

近年、輸入される特定放射性同位元素において、当初禁則文字として扱っていた文字の使用開始、線源システムに一度に登録すべき特定放射性同位元素数の増加等の、線源システムが対応できない状況が発生している。線源システムに係る改修は、これらの状況変化に対応させる改修を行うことにより、職員側及び事業者側双方の利便性や操作性を向上させ、業務量を低減することにより、法令報告を確実に実施させることを目的とする。

1. 3 業務・情報システムの概要

放射性同位元素等規制法に係る運用管理システムの概要は次の図のとおりである。



【図 1 放射性同位元素等規制法に係る運用管理システムの概念図】

1. 4 契約期間


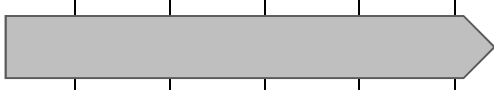
契約締結日から令和 4 年 3 月 3 1 日

1. 5 作業スケジュール

本調達に係る全体のスケジュールは次の表のとおりである。

【表 1 - 1 本調達に係る全体のスケジュール】

(全体 工程)	令和 3 年度					令和 4 年			備考
	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
設計・開発	→								
テスト						→			

本システム への導入								2月～ 3月に 切替え
設計図書整 備								

2. 調達案件の調達の方式及び実施時期に関する事項
 調達案件の調達の方式及び実施時期は次の表のとおりである。

【表 1 - 2 本調達の方式及び実施時期】

調達案件名	調達の方式	実施時期
令和3年度 放射性同位元素等規制法に係る運用管理システムアプリケーションの改修	一般競争契約	令和3年8月

3. 作業の実施内容に関する事項
 システムの改修にあたっては、システムの疑似環境を構築し、運用しているシステムを用いた放射性同位元素等規制法に係る業務に支障を来さぬようにして、以下の作業を実施すること。

3. 1 作業の内容

(1) 設計・開発業務

受注者は、以下に示す設計・開発項目を踏まえた基本設計書及び詳細設計書を作成し、事前に原子力規制庁の承認を受けること。なお、基本設計書及び詳細設計書の作成にあたっては、原子力規制庁担当官と少なくとも2週に1回以上の頻度で打合せを行うこと。受注者の作業内容は、「別紙1 要件定義書」の「3. 1 4. 改修に関する事項」に示す。

<設計・開発項目>

以下の(イ)～(ホ)について機能の改修を行い、改修した機能に係るマニュアル等を作成すること。

また、本調達に係る作業実施（成果物の本システムへの導入支援を含む）において、システムの改修もしくは運用保守の契約実績のある請負者と調整が必要な場合には、原子力規制庁担当官と協議の上、当該請負者と必要な調整を行うこと。

【障防システム関係】

- (イ) 放射性同位元素の利用状況等を把握するための情報の出力機能の実装

出力条件を入力するための画面を障防システムに追加し、障防システムのデータベースから、条件に従い指定された時点における情報を抽出し、下記①から④の表を xls 形式で出力する機能を実装すること。

①放射性同位元素等取扱事業所数の推移（表 1 を参照）

- ・出力する表は、表 1 を参考とした表とすること。
- ・表の数字は、半角算用数字とすること。下記②及び③についても同様とすること。
- ・放射性同位元素等取扱事業所数については、情報を抽出する操作をした時点で廃止をした事業所（廃止措置が完了した事業所を含む。）であっても、条件に従い指定された時点で廃止をしていない場合においては、抽出するものとする。下記②から④についても同様とすること。

②機関別使用事業所数の推移（表 2 を参照）

- ・出力する表は、表 2 を参考とした表とすること。
- ・表 2 における各機関の分類は以下に従うこと。下記③及び④についても同様の分類に従うこと。

医療機関：医療法に基づくすべての病院及び診療所（国立、公立及び私立の機関の附属の病院並びに診療所）

研究機関：国立、公立、私立の研究所及び試験所並びに教育機関及び民間機関の附属研究所、試験所及び研究施設

教育機関：学校教育法に基づく国立、公立及び私立の全ての学校（研究機関に属する機関を除く）

民間機関：民間の工場及び作業所（研究機関に属する機関を除く）

その他機関：前記の分類に属さない機関（国、地方公共団体等）

③使用事業所の地域分布（都道府県別、機関別、届出別）（表 3 を参照）

- ・出力する表は、表 3 を参考とした表とすること。

④放射性同位元素等規制法の対象事業所一覧（表 4 を参照）

- ・出力する表は、表 4 を参考とした表とすること。
- ・表の数字は、「所在地」の項目を除き、半角算用数字とすること。
- ・表 4 における「区分」の「密」、「非」及び「発」は、以下に従うこと。

密：密封された放射性同位元素

非：密封されていない放射性同位元素

発：放射線発生装置

- ・「区分」の項目については、各事業所において、使用している放射性同位元素及び放射線発生装置の別がわかるように、「密」、「非」及び「発」のそれぞれ該当する項目に「○」と表記すること。

と。

- 「分類」の項目については、医療機関、研究機関、教育機関、民間機関及びその他機関の別がわかるように、それぞれの事業所に対して、「医」、「研」、「教」、「民」、「他」と表記すること
- 「年」の項目については、許可使用者又は許可廃棄業者にあつては、放射性同位元素等の使用又は廃棄の許可がなされた年を表記すること。届出使用者、届出賃貸業者、届出販売業者又は表示付認証機器届出使用者にあつては、放射性同位元素の使用等の届出を行った年を表記すること。年の表記は、西暦の下二桁とすること。
- 「許可・届出区分」の項目については、許可使用者、届出使用者、届出賃貸業者、届出販売業者、表示付認証機器届出使用者、許可廃棄業者の別がわかるように、各事業所に対して、「許可使用者」、「届出使用者」、「届出賃貸業者」、「届出販売業者」、「表示付認証機器届出使用者」、「許可廃棄業者」と表記すること。

画面表示上の詳細等については、原子力規制庁担当官と協議を行った上で決定すること。

表1 放射性同位元素等取扱事業所数の推移

区分 年度	許可届出使用の工場又は事業所			販売事業所	賃貸事業所	廃棄事業所	合計
	許可	届出	計				
昭和33	XX	—	XX	X	—	—	XX
35	XXX	XXX	XXX	X	—	—	XXX
40	XXX	XXX	X,XXX	XX	—	X	X,XXX
45	X,XXX	XXX	X,XXX	XX	—	X	X,XXX
50	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	—	X	X,XXX
55	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	—	X	X,XXX
60	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	—	XX	X,XXX
61	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	—	XX	X,XXX
62	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	—	XX	X,XXX
63	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	—	XX	X,XXX
平成元	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	—	XX	X,XXX
2	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	—	XX	X,XXX
3	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	—	XX	X,XXX
4	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	—	XX	X,XXX
5	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	—	XX	X,XXX
6	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	—	XX	X,XXX
7	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	—	XX	X,XXX
8	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	X	XX	X,XXX
9	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	X	XX	X,XXX
10	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	X	XX	X,XXX
11	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	X	XX	X,XXX
12	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	X	XX	X,XXX
13	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	X	XX	X,XXX
14	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	X	XX	X,XXX
15	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	X	XX	X,XXX
16	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	X	XX	X,XXX
17	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	X	XX	X,XXX
18	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	X	XX	X,XXX
19	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	XX	XX	X,XXX
20	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	XXX	XX	X,XXX
21	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	XXX	X	X,XXX
22	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	XXX	X	X,XXX
23	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	XXX	X	X,XXX
24	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	XXX	X	X,XXX
25	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	XXX	X	X,XXX
26	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	XXX	X	X,XXX
27	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	XXX	X	X,XXX
28	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	XXX	X	X,XXX
29	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	XXX	X	X,XXX
30	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	XXX	X	X,XXX
令和元	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	XXX	X	X,XXX
2	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	XXX	X	X,XXX
3	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	XXX	X	X,XXX

表 2 機関別使用事業所数の推移

	医療機関	研究機関	教育機関	民間企業	その他の機関	総数
昭和33	XX	X	X	X	X	XX
35	XXX	XXX	XXX	XXX	XX	XXX
40	XXX	XXX	XXX	XXX	XX	X,XXX
45	XXX	XXX	XXX	XXX	XX	X,XXX
50	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
55	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
60	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
61	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
62	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
63	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
平成元	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
2	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
3	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
4	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
5	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
6	XXX	XXX	XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
7	XXX	XXX	XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
8	XXX	XXX	XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
9	XXX	XXX	XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
10	XXX	XXX	XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
11	XXX	XXX	XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
12	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
13	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
14	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
15	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
16	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
17	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
18	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
19	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
20	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
21	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
22	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
23	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
24	XXX	XXX	XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
25	X,XXX	XXX	XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
26	X,XXX	XXX	XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
27	X,XXX	XXX	XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
28	X,XXX	XXX	XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
29	X,XXX	XXX	XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
30	X,XXX	XXX	XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
令和元年	X,XXX	XXX	XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX

表3 使用事業所の地域分布（都道府県別、機関別、届出別）

区分	医療機関			研究機関			教育機関			民間機関			その他の機関			総数			
	許可	届出	計	許可	届出	計	許可	届出	計	許可	届出	計	許可	届出	計	許可	届出	計	
	XXX	XX	XXX	XXX	XX	XXX	XXX	XX	XXX	XXX	XX	XXX	XXX	XX	XXX	XXX	XX	XXX	XXX
全国	XXX	XX	XXX	XXX	XX	XXX	XXX	XX	XXX	XXX	XX	XXX	XXX	XX	XXX	XXX	XX	XXX	XXX
1 北海道	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
2 青森県	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
3 岩手県	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
4 宮城県	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
5 秋田県	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
6 山形県	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
7 福島県	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
8 茨城県	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
9 栃木県	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
10 群馬県	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
11 埼玉県	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
12 千葉県	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
13 東京都	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
14 神奈川県	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
15 新潟県	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
16 富山県	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
17 石川県	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
18 福井県	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
19 山梨県	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
20 長野県	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
21 岐阜県	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
22 静岡県	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
23 愛知県	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
24 三重県	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
25 滋賀県	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
26 京都府	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
27 大阪府	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
28 兵庫県	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
29 奈良県	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
30 和歌山県	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
31 鳥取県	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
32 島根県	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
33 岡山県	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
34 広島県	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
35 山口県	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
36 徳島県	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
37 香川県	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
38 愛媛県	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
39 高知県	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
40 福岡県	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
41 佐賀県	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
42 長崎県	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
43 熊本県	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
44 大分県	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
45 宮崎県	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
46 鹿児島県	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX
47 沖縄県	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX

(令和●年●月●日現在)

表4 放射性同位元素等規制法の対象事業所一覧

放射性同位元素等規制法対象事業所一覧(令和●年●月●日現在)										
1. 使用事業所										
北海道・東北地区										
北海道										
事業所名	郵便番号	所在地	区分 密	非	発	分類	許可/届 出番号	年	連絡先	許可・届出区分
●●	XXX-XXXX	●●		○		教	●●	XX	XXX-XXX-XXXX	許可使用者
●●	XXX-XXXX	●●	○		○	医	●●	XX	XXX-XXX-XXXX	届出使用者
●●	XXX-XXXX	●●	○		○	民	●●	XX	XXX-XXX-XXXX	表示付認証機器届出使用者
青森県										
●●	XXX-XXXX	●●		○		教	●●	XX	XXX-XXX-XXXX	許可使用者
●●	XXX-XXXX	●●			○	研	●●	XX	XXX-XXX-XXXX	届出使用者
●●	XXX-XXXX	●●	○		○	民	●●	XX	XXX-XXX-XXXX	表示付認証機器届出使用者
⋮										
福島県										
●●	XXX-XXXX	●●		○		他	●●	XX	XXX-XXX-XXXX	許可使用者
●●	XXX-XXXX	●●			○	医	●●	XX	XXX-XXX-XXXX	届出使用者
●●	XXX-XXXX	●●	○		○	民	●●	XX	XXX-XXX-XXXX	表示付認証機器届出使用者
⋮										
九州・沖縄地方										
福岡県										
●●	XXX-XXXX	●●		○		教	●●	XX	XXX-XXX-XXXX	許可使用者
●●	XXX-XXXX	●●	○		○	医	●●	XX	XXX-XXX-XXXX	届出使用者
●●	XXX-XXXX	●●	○		○	他	●●	XX	XXX-XXX-XXXX	表示付認証機器届出使用者
佐賀県										
●●	XXX-XXXX	●●		○		教	●●	XX	XXX-XXX-XXXX	許可使用者
●●	XXX-XXXX	●●	○		○	医	●●	XX	XXX-XXX-XXXX	届出使用者
●●	XXX-XXXX	●●	○		○	民	●●	XX	XXX-XXX-XXXX	表示付認証機器届出使用者
⋮										
鹿児島県										
●●	XXX-XXXX	●●		○		民	●●	XX	XXX-XXX-XXXX	許可使用者
●●	XXX-XXXX	●●	○		○	研	●●	XX	XXX-XXX-XXXX	届出使用者
●●	XXX-XXXX	●●	○		○	民	●●	XX	XXX-XXX-XXXX	表示付認証機器届出使用者
沖縄県										
●●	XXX-XXXX	●●		○		教	●●	XX	XXX-XXX-XXXX	許可使用者
●●	XXX-XXXX	●●	○		○	医	●●	XX	XXX-XXX-XXXX	届出使用者
●●	XXX-XXXX	●●	○		○	民	●●	XX	XXX-XXX-XXXX	表示付認証機器届出使用者
2. 賃貸事業所										
●●	XXX-XXXX	●●		○		民	●●	XX	XXX-XXX-XXXX	届出賃貸業者
●●	XXX-XXXX	●●	○		○	民	●●	XX	XXX-XXX-XXXX	届出賃貸業者
●●	XXX-XXXX	●●	○		○	民	●●	XX	XXX-XXX-XXXX	届出賃貸業者
3. 販売事業所										
●●	XXX-XXXX	●●		○	○	研	●●	XX	XXX-XXX-XXXX	届出販売業者
●●	XXX-XXXX	●●	○		○	民	●●	XX	XXX-XXX-XXXX	届出販売業者
●●	XXX-XXXX	●●			○	民	●●	XX	XXX-XXX-XXXX	届出販売業者
4. 廃業事業所										
●●	XXX-XXXX	●●	○	○		他	●●	XX	XXX-XXX-XXXX	許可廃業者
●●	XXX-XXXX	●●	○		○	研	●●	XX	XXX-XXX-XXXX	許可廃業者
●●	XXX-XXXX	●●	○		○	民	●●	XX	XXX-XXX-XXXX	許可廃業者

【線源システム関係】

(ロ) 線源システムによる報告において使用できない文字を使用可能にする改修

線源システムによる報告においては、特定放射性同位元素の線源番号として半角英数字及び45種類の文字のみを使用可能としており、それら以外の文字については使用できない。そのため、使用できない文字の中から、報告実績のあった「/」に加え、本システムにおいて線源報告に用いることができない禁則文字について、使用可能とすること。その際、線源システムのプログラム処理上悪影響が出ないか調査し、確認すること。

(ハ) 報告データ作成ツール (Excel) の改善

1) 報告期限に関する注意表示機能の追加

事業者は、受払報告及び所持報告について以下の期限内に報告することが義務付けられている。

- ・受け払い等報告については、受入れ当日から15日以内
- ・所持報告については次年度の4/1～6/30以内

事業者が、上記の報告をする場合に使用する報告データ作成ツール (Excel) に上記の期限内に報告ができていない場合に、注意と原子力規制庁への連絡を表示する機能を付加すること。

2) 線源を輸入又は製造する業者から得た線源番号、型式及びホルダー番号のフォーマットを元に、報告データ作成ツールにおいて事業者がそのフォーマットに一致しない線源番号を入力した際に、その旨を事業者PCにおいて注意喚起すること。

3) 「0(ゼロ)」と「o(オー)」、又は「I (アイの大文字)」、「1 (エル)」、「l (数字のイチ)」、「i (アイの小文字)」と「! (クォーテーション)」など、間違いやすい文字が入力される際に、その旨を事業者PCにおいて注意喚起すること。

4) 事業者が報告データ作成ツール (Excel) により受入報告または払出報告を作成する際に、過去の受け払い報告で用いた線源番号及びホルダー番号と一致する場合、その旨を事業者PCにおいて注意喚起すること。

5) 事業者が報告データ作成ツール (Excel) を継続して使用する場合において受け払いの相手先を入力する際に、実績のある受け払いの相手先を優先的に表示するとともに、相手先について間違いがないか事業者のPCに注意喚起すること。

改修された報告データ作成ツール (Excel) への電子署名の付与及び線源システムへのアップロード作業については運用保守業者が行うため、改修の範囲外とする。

注意の方法及び画面表示上の詳細については、原子力規制庁担当
官と協議を行った上で決定すること。

(二) 単一報告書で登録可能な線源数の上限拡張

現行線源システムにおいて、一報告書として仮 DB へアップロードできる線源数が最大 4,000 件であるが、一報告書に含まれる最大線源数の実績を踏まえて最大 10,000 件まで報告できるようにすること。その際、システムの他の機能に影響が出ないことを確認すること。

(ホ) 事業者が報告書登録完了した際に、事業者側に表示される照会番号の表示内容の改修

現行線源システムにおいて、複数の報告をまとめて報告できる機能を用いて事業者が報告してきた場合に、線源システムにおいては報告毎に固有の照会番号を付与しているにもかかわらず、事業者には最後に振られた照会番号のみが表示される仕様となっている。これを、システムが付与したすべての番号を事業所側に表示するよう変更すること。

画面表示上の詳細については、原子力規制庁担当官と協議を行った上で決定すること。

(2) テスト（結合テスト及び総合テスト）

- ・ 受注者は、結合テスト及び総合テストに先立って「試験項目表」を含む「テスト計画書・実施要領」を作成し、テストを実施すること。
- ・ 受注者は、実施したテストの結果等を取りまとめた「テスト結果報告書」を作成し、原子力規制庁に提出すること。受注者の作業内容は、「別添 要件定義書」の「3. 1 2 テストに関する事項」を満たすこと。

(3) 受入テスト支援

- ・ 受注者は、原子力規制庁が実施する受入テストに先立って、「受入テスト計画書（案）」を作成し原子力規制庁担当官に提出すること。
- ・ 受注者は、原子力規制庁が受入テストを実施するにあたり、環境整備、運用等の支援を行うこと。
- ・ 受注者は、必要に応じて線源システムの稼働（リハーサル、本番）時の立会いを行い、障害・問題が発生した際には、復旧作業を支援すること。

(4) ODB登録用シートの提出に係る業務

受注者は、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイド

ライン」の別紙2「情報システムの経費区分」に基づき区分した契約金額の内訳を記載した「ODB登録用シート」を提出すること。なお、当該シートには改修対象を含む部分のみについて記載すればよい。

受注者は、原子力規制庁から求められた場合は、スケジュールや工数等の計画値及び実績値について記載した「ODB登録用シート」を提出すること。

(5) 問合せ対応

- ・ 原子力規制庁担当官からの改修に関わる問合せ（例えば、構成管理やセキュリティ管理等）への対応や操作について支援すること。
- ・ 本システムの利用者からの改修に関わる問合せに関し、原子力規制庁担当官からその対応について問合せがあった場合は、これを支援すること。

3. 2 成果物の範囲、納品期日等

ア 成果物

成果物は次の表のとおりである。

【表3-1 成果物】

No.	分類	成果物	数量	納品期日
1	プロジェクト管理	改修実施計画書・実施要領	1	契約締結後2週間以内
2		改修実施要領に基づく管理資料	1	契約締結後2週間以内
3		各種会議体議事録	1	都度
4	設計・開発	基本設計書	1	令和4年3月末
5		詳細設計書	1	令和4年3月末
6		ODB登録用シート	1	令和4年3月末
7		テスト計画書	1	令和3年12月末
8		テスト仕様書兼結果報告書	1	令和4年3月末
9		受入テスト計画書(案)	1	各受入テストの事前
10	その他	各種マニュアル	1	令和4年3月末
11		上記の電子データを収めた電子媒体 (電子データにおける基本設計書及び詳細設計書については、改修部分以外を含めた一式とすること。)	1	令和4年3月末

イ 納品方法

- 成果物は、全て日本語で作成すること。
- 情報処理に関する用語の表記については、日本産業規格（J I S）の規定を参考にすること。
- 成果物は紙媒体及び電磁的記録媒体により作成し、原子力規制委員会から特別に示す場合を除き、原則紙媒体及び電磁的記録媒体はそれぞれ1部（合計2部）を納品すること。
- 紙媒体による納品について、用紙のサイズは、原則として日本産業規格A列4番とするが、必要に応じて日本産業規格A列3番を使用すること。
- 電子媒体による納品については、別紙の「1. 電子データの仕様」を参照して作成し、DVD-R等の媒体に格納して納品すること。
- 納品後原子力規制委員会において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。
- 成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、担当職員の承認を得ること。
- 成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
- 電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。

ウ 納品場所

原則として、成果物は次の場所において引渡しを行うこと。ただし、原子力規制委員会が納品場所を別途指示する場合は、この限りではない。

〒106-8450

東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル 7階

原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房放射線防護グループ

放射線規制部門

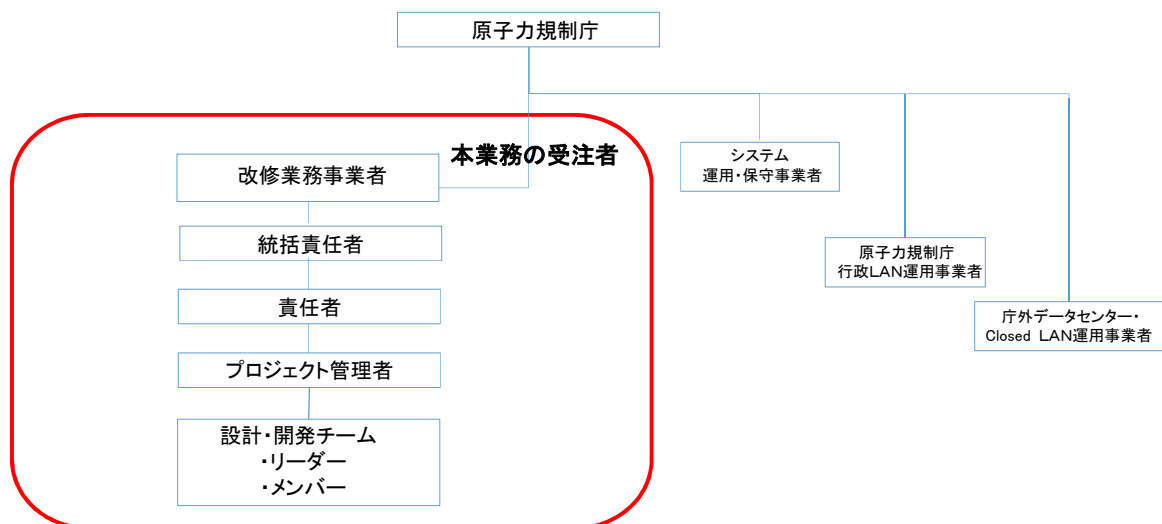
4. 満たすべき要件に関する事項

本調達による実施事項は、「別添 要件定義書」の各要件を満たすこと。

5. 作業の実施体制・方法に関する事項

5. 1 作業実施体制

プロジェクトの推進体制及び受注者に求める作業実施体制の一例は次の図のとおりである。なお、受注者内のチーム編成については想定であり、受注者決定後に協議の上、見直しを行う。



【図5 プロジェクトの推進体制】

【表5 作業実施体制】

No.	組織又は要員	役割
1	本業務の受注者	—
2	統括責任者	本業務の全責任を負う受注者における統括責任者
3	責任者	本業務の全責任を負う受注者における責任者
4	プロジェクト管理者	本業務全体を統括し、必要な意思決定を行う
5	設計・開発チームリーダー	設計・開発に係るチームリーダー（責任者）
6	設計・開発チームメンバー	各業務実施担当者
7	システム運用・保守業者	本業務で扱うシステムの運用・保守を担う
8	原子力規制庁 行政LAN運用事業者	本業務に係る当該ネットワークの運用を担う
9	庁外データセンター・Closed LAN運用事業者	本業務に係る当該ネットワークの運用を担う

5. 2 作業要員に求める資格等の要件

- ・受注者における本業務の責任者は、本システムと同規模以上の設計・構築の遂行責任者としての経験を3件以上有すること。また、3件のうち1件は過去5年以内に1つのシステムで基盤構築及び運用保守の全てにおいて責任者としてシステムライフサイクル全体の業務を完遂した実績を証明すること。
- ・本業務の責任者は、「情報処理の促進に関する法律」（昭和45年法律第90号）に基づき実施される情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャ試験の合格者又はPMI（Project Management Institute）が認定するPMP（Project Management Professional）の資格を有すること。ただし、当該資格保有者等と同等の能力を有す

ることが経歴等において明らかな者については、これを認める場合がある（その根拠を明確に示し、原子力規制庁の理解を得ること。）。

- ・設計・開発チームリーダーは、本システムと同規模以上の設計・開発の経験をリーダークラスとしての2件以上有すること。
- ・設計・開発チームリーダー及び設計・開発メンバーに、情報処理の促進に関する法律に基づき実施される情報処理技術者試験のうち、以下のいずれかの試験区分の合格者を1名以上含めること。なお、同一人が全ての試験区分に合格していることを求めるものではない。
 - (ア) システムアーキテクト試験
 - (イ) データベーススペシャリスト試験
 - (ウ) ネットワークスペシャリスト試験
 - (エ) 情報セキュリティスペシャリスト試験

5. 3 作業場所

- ・本業務の作業場所及び作業に当たり必要となる設備、備品及び消耗品等については、受注者の責任において用意すること。また、必要に応じて原子力規制庁が作業場所の確認を実施することができるものとする。

5. 4 作業の管理に関する要領

- ・受注者は、原子力規制庁が承認した「改修実施計画書、実施要領」に基づき、改修業務に係るコミュニケーション管理、体制管理、工程管理、品質管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行うこと。
- ・受注者は、当該業務で納入または更新する全てのソフトウェアの種類、バージョン及びサポート期間の終了日に係る情報並びにこれらの変更情報について、現在の状況を正確に反映した文書を整備すること。また、これらの内容に変更がある場合には文書を更新することで情報を提供すること。

6. 作業の実施に当たっての遵守事項

6. 1 機密保持、資料の取扱い

受注者は、機密保持や資料の取扱い及びセキュリティ対策等について、以下の措置を講ずること。

- ・業務上知り得た情報は、本業務以外の目的で利用しないこと。
- ・業務上知り得た情報について第三者への開示や漏えいをしないこと。
- ・業務上知り得た情報は、原子力規制庁の許可なく「5. 3 作業場所」以外の場所に持出さないこと。
- ・受注者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合、直ちに原子力規制庁へ報告すること。

また、受注者の責により原子力規制庁及び関係機関へ損害が生じた場合に賠償等の責任を負うこと。

- 業務の履行中に受け取った情報は管理を行い、業務終了後の返却又は抹消等を行い、復元不可能な状態にすること。
- 適切な措置が講じられていることを確認するため、遵守状況の報告を行うこと。また、必要に応じて行う原子力規制庁による実地調査を受け入れること。
- 受注者はシステム構築及び情報セキュリティ対策の実施において原子力規制委員会情報セキュリティポリシー及び本調達仕様書、改修要件定義書に記載されたセキュリティに係る要件を全て満たすこと。

6. 2 遵守する法令等

ア 法令等の遵守

- 当該調達案件の業務遂行に当たっては、民法(明治29年4月27日法律第89号)、刑法(明治40年法律第45号)、著作権法(昭和45年5月6日法律第48号)、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年8月13日法律第128号)、行政機関の保有する個人情報に関する法律(平成15年5月30日法律第58号)、商法(明治32年3月9日法律第48号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年4月14日法律第54号)等の法令を遵守し履行すること。
- 本調達にて納入する機器は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成28年4月1日環境大臣)に掲げる特定調達物品等に該当するものは、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成28年2月2日変更閣議決定。以下「基本方針」という。)の判断の基準を満たすこと。その他の納入成果物についても可能な限り基本方針の判断の基準を満たすものを導入すること。
- 導入する機器を構成するハードウェア、ソフトウェアのうち、日本産業規格(JIS)等の国内規格、国際標準化機構(ISO)規格等の国際規格に定めのある製品については、当該規格に準拠していること。

イ その他文書、標準への準拠

当該調達案件の遂行に当たって、以下との整合を確保し作業を行うこと。

- プロジェクト計画書
- プロジェクト管理要領
- 標準ガイドライン

当該調達案件の業務遂行に当たっては、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(平成31年2月25日に各府省情報化統括責

任者(CIO)連絡会議決定)に準拠して作業を行うこと。

(参考) デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン

https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/hyoujun_guideline_20190225.pdf

・原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

受注者は、下記の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

(参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

<https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf>

7. 成果物の取扱いに関する事項

7. 1 知的財産権の帰属

- ・本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、受注者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て原子力規制委員会に帰属するものとする。
- ・原子力規制委員会は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。また、受注者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾すること（以下「複製等」という。）ができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときや、複製等により原子力規制委員会がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を契約締結時までに通知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。
- ・本件プログラムに関する権利（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）及び成果物の所有権は、原子力規制委員会から受注者に対価が完済されたとき受注者から原子力規制委員会に移転するものとする。
- ・納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受注者は、当該既存著作物の内容について事前に原子力規制委員会の承認を得ることとし、原子力規制委員会は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。
- ・受注者は、原子力規制委員会に対し、一切の著作者人格権を行使しな

いものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

7. 2 契約不適合責任

- ・原子力規制委員会は、本調達について契約不適合の事実を知った時から1年以内に受注者に通知することで、受注者は、成果物に対する契約不適合責任を負うものとする。契約不適合があることが判明した場合には、その契約不適合が原子力規制委員会の指示によって生じた場合を除き（ただし、受注者がその指示が不相当であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかったときはこの限りでない。）、受注者の責任及び負担において速やかに修正等を行い、指定された日時までに再度納品するものとする。なお、修正方法等については事前に原子力規制委員会の承認を得てから着手するとともに、修正結果等についても原子力規制委員会の承認を受けること。
- ・本調達の改修によって、システムに不具合が生じた場合には、受注者はシステム復旧に関わる全ての契約不適合責任を負うものとする。その契約不適合が原子力規制委員会の指示によって生じた場合を除き（ただし、受注者がその指示が不相当であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかったときはこの限りでない。）、受注者の責任及び負担において速やかに修正等を行い、指定された日時までに復旧するものとする。なお、修正方法等については事前に原子力規制委員会の承認を得てから着手するとともに、修正結果等についても原子力規制委員会の承認を受けること。
- ・原子力規制委員会は、前各項の場合において、契約不適合の修正等に代えて、当該契約不適合により通常生ずべき損害に対する賠償の請求を行うことができるものとする。また、契約不適合を修正してもなお生じる損害に対しても同様とする。

7. 3 検収

- ・本業務の受注者は、成果物等について、納品期日までに原子力規制委員会に内容の説明を実施して検収を受けること。
- ・検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について原子力規制委員会に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

8. 再委託に関する事項

8. 1 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

- ・受注者は再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
- ・再委託先における情報セキュリティの確保については受注者の責任とする。
- ・受注者は、業務を一括して第三者に請け負わせてはならない。ただし、

あらかじめ書面によって原子力規制委員会の承認を得た場合は、この限りではない。

- ・前項において第三者にて請け負わせる場合、責任者及び補佐の業務については請け負わせてはならない。

8. 2 承認手続

- ・本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した再委託承認申請書を原子力規制委員会に提出し、あらかじめ承認を受けること。
- ・前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を原子力規制委員会に提出し、承認を受けること。
- ・再委託の相手方が更に委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合（以下「再々委託」という。）には、当該再々委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再々委託を行う業務の範囲を書面で報告すること。

8. 3 再委託先の契約違反等

- ・再委託先において、本契約仕様書に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受注者が一切の責任を負うとともに、原子力規制委員会は、当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

9. その他特記事項

- ・業務の遂行に当たっては、問題点や課題の指摘に留まらず、その有効的な解決策の提示とそれに係る必要な調査も実施すること。
- ・業務の円滑な遂行を実現するため、必要な時に積極的に調整等を実施すること。また積極的に問題や課題の早期発見に努め、主体的かつ迅速に、その解決に取り組むこと。
- ・契約仕様書に定めた作業は、現時点で想定されるものを記述したものである。今後、各作業等に変更が生じた場合は、原子力規制庁と協議の上、柔軟に対応すること。
- ・設計・開発の過程において、通常、生じ得るレベルの変更等、軽微な追加については柔軟に対応すること。
- ・契約仕様書に記載のある作業について、その実現方法が契約仕様書に具体的に記載されておらず、設計・開発の過程で具体化した場合もしくは実現方法等が契約仕様書と異なる方式となった場合については、原子力規制庁と協議の上、対応すること。

10. 附属文書

ア 要件定義書

「別添 要件定義書」参照。

イ 参考資料

「別添 要件定義書」に準ずること。

(別紙)

1. 電子データの仕様

- (1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・ 文章：ワープロソフト Justsystem 社一太郎、又は Microsoft 社 Word
 - ・ 計算表：表計算ソフト Microsoft 社 Excel
 - ・ 画像：BMP 形式又は J P E G 形式
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては原子力規制庁担当官の指示に従うこと。

2. その他

成果物納入後に受注者側の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

令和3年度 放射性同位元素等規制法に係る運用管理シ
テム

アプリケーションの改修 要件定義書

令和3年 月

原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房放射線防護グループ
放射線規制部門

目次

1.	業務要件の定義.....	41
1. 1	業務実施手順に関する事項.....	41
1. 2	規模に関する事項.....	42
1. 3	時期・時間に関する事項.....	43
1. 4	場所等に関する事項.....	43
1. 5	管理すべき指標に関する事項.....	44
1. 6	情報システム化の範囲に関する事項.....	44
2.	機能要件の定義.....	45
2. 1	機能に関する事項.....	45
2. 2	画面に関する事項.....	47
2. 3	帳票に関する事項.....	47
2. 4	情報・データに関する事項.....	49
2. 5	外部インタフェースに関する事項.....	49
3.	非機能要件の定義.....	49
3. 1	ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項.....	49
3. 2	システム方式に関する事項.....	50
3. 3	規模に関する事項.....	51
3. 4	性能に関する事項.....	53
3. 5	信頼性に関する事項.....	53
3. 6	拡張性に関する事項.....	53
3. 7	上位互換性に関する事項.....	53
3. 8	中立性に関する事項.....	53
3. 9	継続性に関する事項.....	53
3. 10	情報セキュリティに関する事項.....	54
3. 11	情報システム稼働環境に関する事項.....	59
3. 12	テストに関する事項.....	60
3. 13	教育に関する事項.....	61
3. 14	改修に関する事項.....	61

1. 業務要件の定義

本業務の対象となる放射性同位元素等規制法に係る運用管理システムにおいて、運用されている業務範囲は以下のとおりである。（本システムはサブシステムである「①放射線障害防止総合管理システム（以下「障防システム」という。）」及び「②放射線源登録管理システム（以下「線源システム」という。）」から構成され、これらのサブシステムは同一サーバに存在するため、ここでは本業務の対象となる②線源システムだけでなく、両者の運用業務の範囲を参考まで記しておく。）

1. 1 業務実施手順に関する事項

(1) 業務の範囲（業務機能とその階層）

①障防システム

- ・ 放射性同位元素等規制法に基づいて各事業所より提出される申請・届出書類を基に、各審査官が当該システムのデータベースに入力を行い、データベースの更新・維持及び共有を行う。
- ・ 維持されたデータベースを基に、許可（承認）証の印刷、主任者免状の印刷、検査用資料の出力、統計資料の元データの出力、事業者情報の管理・比較を行う。
- ・ 定期的に放射線源登録管理システムとの情報連携作業を行うとともに、当該システムのデータと線源システムのデータの照合を適宜行う。

②線源システム

- ・ 法令で定められた特定の放射能以上の密封された放射線源について、各事業所より、受払情報、在庫情報、輸出入情報、廃棄情報、製造情報等の報告を受け、報告内容の確認とシステム内のデータベースとの照合を行う。
- ・ 報告された輸出入情報に関して、国内法令及び国際原子力機関（IAEA）の行動規範に照らし、適切に実施されているか確認を行う。
- ・ 報告期日（受払情報であれば15日以内）を過ぎた事業所に対し、確認と注意喚起を行う。
- ・ 定期的に障防システムとの情報連携作業を行うとともに、当該システムのデータと本システムのデータの照合を適宜行う。

(2) 業務の実施に必要な体制

①障防システム

実施体制	組織概要	補足
原子力規制庁職員	窓口における各種申請・届出等の受付及び審査を行う。	
	上記審査を踏まえ、障防システムのデータベースに反映すべき情報を反映する。	
	障防システムのデータベースを基に、必要に応じ許可（承認）証の印刷、主任者免状の印刷、検査用資料の出力、統計資料の元データの出力、事業者情報の管理・比較を行う。	
運用保守業者	定期的に線源システムとの情報連携作業等を行うとともに、	

	当該システムのデータと線源システムのデータの照合等を適宜行う。	
--	---------------------------------	--

②線源システム

実施体制	組織概要	補足
原子力規制庁職員	窓口における各種報告等の受付及び内容確認、線源システム内のデータベースとの照合を行う。	
	上記確認の結果、線源システムのデータベースに反映すべき情報を反映する。	
	各種報告の期日（受払情報であれば15日以内）を過ぎた事業所に対し、確認と注意喚起を行う。	
運用保守業者	定期的に障防システムとの情報連携作業等を行うとともに、当該システムのデータと線源システムのデータの照合等を適宜行う。	

(3) 入出力情報項目及び取扱量

業務処理	画面・帳票名	画面・帳票概要	入出力の区分	主な入出力情報項目	取扱量	利用目的	補足
事業者登録	—	—	入力/出力	登録事業者	約 17,000 件		
報告受付	—	—	入力/出力	報告情報	約 75,000 件		

1. 2 規模に関する事項

(1) システムの利用者数

①障防システム

利用者	主な利用拠点	主な利用時間帯	利用者数	補足
原子力規制庁職員	本庁	8:30～19:45 ※土日祝日及び年末年始を除く	30名	時差勤務を考慮

②線源システム

利用者	主な利用拠点	主な利用時間帯	利用者数	補足
放射線源利用事業者	事業者拠点	24時間 365日	約 500者	
原子力規制庁職員	本庁	8:30~19:45 ※土日祝日及び年末年始を除く	6名	時差勤務を考慮

- (2) 単位（年、月、日、時間等）当たりの処理件数
本業務の単位あたりの処理件数は次の表のとおりである。

表 1-2-2 処理件数

項目	処理件数		補足
	定常時	ピークの特徴	
申請及び届出、登録の件数（令和2年度）	障防システム：約 17,000 件 /年	年度末に集中	
	線源システム：約 75,000 件 /年		

1. 3 時期・時間に関する事項

(1) 業務の時期・時間

	実施時期・期間	実施・提供時間	補足
通常期	通年	8:30~19:45	線源システムの受付は24時間 365日

1. 4 場所等に関する事項

(1) 実施場所

場所名	実施体制	実施業務	所在地	補足
本庁（六本木ファーストビル）	原子力規制庁職員	障防システム及び線源システムを用いた業務	東京都港区六本木1-9-9	システムを使用する端末及び場所が、規制庁内に限定されることとなる。
庁外データセンター	行政LAN運用業者	行政LANに関わる公開サーバ等の運用	神奈川県	
運用保守業者	運用保守業者	保守用のリモート接続端末から庁外データセンターに接続する。運用監視、各種ログ取得、ホームページ告知掲載等を実施する	受注者	
		問い合わせの保守受付窓口を設置し、障害対応及び	受注者	

		操作支援等の運用保守業務を実施する		
--	--	-------------------	--	--

(2) 設備、物品等資源の定義方法

ア. 障防システム

種類	量	補足
ラック	1 式	既存のものを活用 なお、クローズド LAN 環境のラック等については、原子力規制庁が準備したものを利用する
LAN 環境	1 式	
AC 電源	2KVA (容量)、2 箇所、 2 系統	
空調装置	1 式	

イ. 線源システム

種類	量	補足
ラック	1 式	既存のものを活用 なお、行政 LAN 運用事業者が運用する庁外データセンターのラック、電源設備、空調設備、基幹スイッチ、DNS、NTP、SMTP 等については、行政 LAN 運用事業者が準備したものを利用する
電源	1 式	
空調装置	1 式	
基幹スイッチ	2 式	
外部用 DNS	1 式	
内部用 DNS	1 式	
NTP	1 式	
SMTP	1 式	

1. 5 管理すべき指標に関する事項

本システムの管理すべき指標は次の表のとおりである。

No.	指標	目標値	計測方法	計測周期
1	【性能指標】 平均応答時間	平常時、概ね 3 秒以内 ピーク時、概ね 8 秒以内	システム調査	1 回／ 年
2	【信頼指標】 稼働率	24 時間 365 日稼働 稼働率 99.5% (停止時間：年間 44 時間)	(稼働予定時間－停止時間)／稼働予定時間×100	1 回／ 年
3	【信頼指標】 平均復旧時間 (MTTR)	主任者情報へのアクセス 記録管理を適正化する	復旧時間合計／復旧 回数合計	1 回／ 年

1. 6 情報システム化の範囲に関する事項

(1) 障防システム

- ・ 法令に基づいて各事業所より提出される申請・届出書類を基に、各審査官が当該システムのデータベースに入力を行い、データベースの更新・維持及び共有を行

う。

- ・ 維持されたデータベースを基に、許可（承認）証の印刷、主任者免状の印刷、検査用資料の出力、統計資料の元データの出力、事業者情報の管理・比較を行う。
- ・ 定期的に線源システムとの情報連携作業等を行うとともに、当該システムのデータと線源システムのデータの照合等を適宜行う。

（２）線源システム

- ・ 法令で定められた特定の放射能以上の密封された放射線源について、各事業所より、受払情報、在庫情報、輸出入情報、廃棄情報、製造情報等の報告を受け、報告内容の確認とシステム内のデータベースとの照合を行う。
- ・ 報告された輸出入情報に関して、国内法令及び I A E A の行動規範に照らし、適切に実施されているか確認を行う。
- ・ 報告期日（受払情報であれば 15 日以内）を過ぎた事業所に対し、確認と注意喚起を行う。
- ・ 定期的に障防システムとの情報連携作業等を行うとともに、当該システムのデータと本システムのデータの照合等を適宜行う。

2. 機能要件の定義

2. 1 機能に関する事項

2. 1. 1 障防システム

障防システムは、以下 3 つのサブシステムから成り立っており、サブシステムは、それぞれ専用のアプリケーションソフトウェア（（1）放射線障害防止総合管理サブシステム、（2）申請書閲覧サブシステム、（3）ファイル共用サブシステム）により運用される。

（1）放射線障害防止総合管理サブシステム

①職員認証機能

職員のログイン認証

②メニュー機能

システムのメニュー表示

③主任者運用機能

放射線取扱主任者に関する管理（資格所有者氏名・免状番号・取得日など）

④事業所運用機能

放射性同位元素の使用等の許可や届出の内容等を管理（事業所に関する事項（名称・所在地など）・許可届出の内容（核種・数量など）・予防規程届出日・主任者選任解任など）

⑤立入検査機能

立入検査結果に関する管理（検査者・結果等のデータ）

⑥管理状況報告書機能

毎年6月30日までに提出される当該報告書に関する管理

⑦申請書管理機能

氏名等に係る変更届に関する管理

⑧統計処理機能

システム内にある事業所の統計に関する管理

⑨マスタ保守機能

システム内にある普遍的なデータ等に関する管理

⑩連携データ出力機能

線源システムとの連携データを出力

(2) 申請書閲覧サブシステム

申請者イメージファイルの検索・閲覧

(3) ファイル共用サブシステム

申請書データ等のデータ共用

2. 1. 2 線源システム

線源システムは、報告対象となる事業者が本制度に係る報告をオンライン上で行えるようにするための Microsoft 社製 EXCEL（以下「エクセル」という。）報告様式サブシステム及び事業者側サブシステム、規制当局が報告情報等を管理するための職員側サブシステム、並びに防護措置の対象事業所を抽出するための職員側サブシステムの4つのサブシステムを備えており、専用のアプリケーションソフトウェアにより運用される。

(1) エクセル報告様式サブシステム

①報告用電子データフォーム入力機能

報告データの入力

②報告用電子データ生成機能

報告用電子データの生成

(2) 事業者側サブシステム

①使用者等認証機能

使用者等のログイン認証

②報告用電子データ送信機能

報告用電子データの送信・登録

③お知らせ内容表示機能

お知らせ情報の閲覧

④様式ダウンロード機能

報告用電子データ生成ツールのダウンロード

(3) 職員側サブシステム

①職員認証機能

職員のログイン認証

②メニュー機能

線源職員側サブシステムのメニュー表示

③事業者向けお知らせ情報の掲載機能（平成30年3月よりサービス停止中。）

本機能は、メーカーサポート切れのフレームワーク（「Apache Struts 1.2」）を利用していたため、「平成29年度放射線障害防止法に係る運用管理システム アプリケーション等の改修業務」において、サービスを停止している。運用時における③事業者向けお知らせ情報の掲載については運用保守業者が実施している。

(4) 特定 RI 抽出サブシステム (Specific RI Extract SubSystem: SRIESS)

①職員認証機能

職員のログイン認証

②メニュー機能

特定 RI 抽出サブシステムのメニュー表示

③計算・抽出機能

対象事業者の抽出、対象事業者における変更事項の抽出

2. 2 画面に関する事項

「障防システム」、「線源システム」ともに画面に関する取扱い事項は定義しない。

2. 3 帳票に関する事項

「障防システム」、「線源システム」ともに帳票に関する取扱い事項は定義しない。なお、「障防システム」、「線源システム」とも帳票としては、以下の帳票が存在する。また、障防システムは帳票ソフトウェアとして「Crystal Reports」を利用しており、クライアントPCのランタイム環境により動作する。

2. 3. 1 障防システム

1. 第1種放射線取扱主任者免状
2. 第2種放射線取扱主任者免状（一般）
3. 特定第2種放射線取扱主任者免状
4. 第3種放射線取扱主任者免状
5. 第2種放射線取扱主任者免状
6. 事業所一覧
7. 検査履歴一覧
8. 検査カード
9. 検査カード裏
10. 管理カード
11. 主任者情報

- 1 2. 予防規程受付年月日
- 1 3. 放射性同位元素等使用許可証
- 1 4. 放射性同位元素等使用承認証
- 1 5. 放射性同位元素使用届受理通知
- 1 6. 放射性同位元素販売業許可証
- 1 7. 放射性同位元素等廃棄業許可証
- 1 8. 放射性同位元素賃貸業許可証
- 1 9. 略称許可証
- 2 0. 貯蔵能力（密封されていない放射性同位元素）
- 2 1. 貯蔵能力（密封されている放射性同位元素）
- 2 2. 使用数量等（密封されていない放射性同位元素）
- 2 3. 密封されていない放射性同位元素
- 2 4. 使用数量等（密封されている放射性同位元素）
- 2 5. 使用数量等（密封されている放射性同位元素）
- 2 6. 密封されている放射性同位元素の種類
- 2 7. 放射線発生装置
- 2 8. 『放射線管理状況報告書』申請書 1
- 2 9. 『放射線管理状況報告書』申請書 1 の別紙－Ⅰ
- 3 0. 『放射線管理状況報告書』申請書 1 の別紙－Ⅱ
- 3 1. 『放射線管理状況報告書』申請書 1 の別紙－Ⅲ
- 3 2. 『放射線管理状況報告書』申請書 2
- 3 3. 『放射線管理状況報告書』申請書 2 の別紙－Ⅱ
- 3 4. 『放射線取扱主任者選任・解任』申請書
- 3 5. 『届出使用に関する氏名等の変更届』申請書 1
- 3 6. 『届出使用に関する氏名等の変更届』申請書 2
- 3 7. 事業所数の許認可別統計
- 3 8. 事業所数の都道府県別統計
- 3 9. 事業所数の利用形態別統計
- 4 0. 密封貯蔵能力の事業所数統計
- 4 1. 密封貯蔵能力の数量統計
- 4 2. 非密封貯蔵能力の事業所数統計
- 4 3. 非密封貯蔵能力の数量統計
- 4 4. 装置機器の使用許可台数統計
- 4 5. 放射線発生装置の使用許可台数統計
- 4 6. 従事者機関別統計
- 4 7. 従事者分布別統計
- 4 8. 主任者機関別統計
- 4 9. 主任者一覧
- 5 0. 主任者受講状況一覧

2. 3. 2 線源システム

1. 報告線源詳細情報
2. 放射線源固有情報
3. 放射線源の所持に関する情報
4. 在庫確認情報
5. カテゴリ毎・事業者一覧
6. カテゴリ毎・線源一覧
7. 核種毎・事業者一覧
8. 核種毎・線源一覧
9. 核種毎・放射線源登録数（線源数及び所有事業所数）
10. カテゴリ毎・放射線源報告数
11. 核種毎・放射線源報告数
12. 利用通知書
13. 仮データベース一覧
14. 本データベース一覧
15. 放射線源一覧
16. 線源カタログ一覧
17. 装備機器カタログ一覧
18. 事業所一覧
19. 事業所詳細
20. 特定放射性同位元素に係る報告書（エクセル版）

2. 4 情報・データに関する事項

「障防システム」、「線源システム」とともに情報・データに関する取扱い事項は定義しない。万が一、受注者の作業により情報・データに削除・修正などの変更が生じた場合には、受注者の責任と負担により情報・データを復旧させること。

2. 5 外部インターフェースに関する事項

「障防システム」、「線源システム（職員側）」（庁内設置部分）とともに外部インターフェースに関する変更はないため取扱い事項は定義しない。なお、現行の「線源システム（事業者側）」（庁外設置部分）のサーバは庁外データセンター内に設置されており、一部機能を庁外データセンター内の他システムと共有している。

3. 非機能要件の定義

3. 1 ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項

- (1) 情報システムの利用者の種類、特性

No.	利用者区分	利用者の種類	特性
1	原子力規制庁職員	当該システム利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行システムに習熟している。 ・ IT リテラシーが高くない職員も存在する。

(2) ユーザビリティ

No.	ユーザビリティ分類	ユーザビリティ要件
1	効率性	職員の業務効率性を考慮し、現行のシステムから大幅に使い勝手を変えないこと。セキュリティ対策等の理由により使い勝手に変化が生じる場合は、職員の特性を踏まえた上で極力平易に使えるよう手立てを講じること。
2	ヘルプ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が必要とする際に、ヘルプ情報やマニュアル等を参照できるようにすること。 ・ ヘルプ情報やマニュアル等は、職員の特性を踏まえ、平易に理解できるよう配慮すること。

(3) アクセシビリティ要件

No.	アクセシビリティ分類	アクセシビリティ要件
1	日本語対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ サーバを構成する全てのハードウェア、ソフトウェアにおいて、日本語の処理ができること。 ・ ただし、BIOS 設定画面を除く。 ・ 利用運用上において実質的に支障がないと原子力規制委員会が認めた部分については、この限りではない。

3. 2 システム方式に関する事項

対象システムの主要部分は原子力規制委員会原子力規制庁内に設置されたクローズドLAN内に構築されている。「線源システム」の機器の一部は庁外データセンターに設置されている。

(1) 情報システムの構成に関する全体の方針

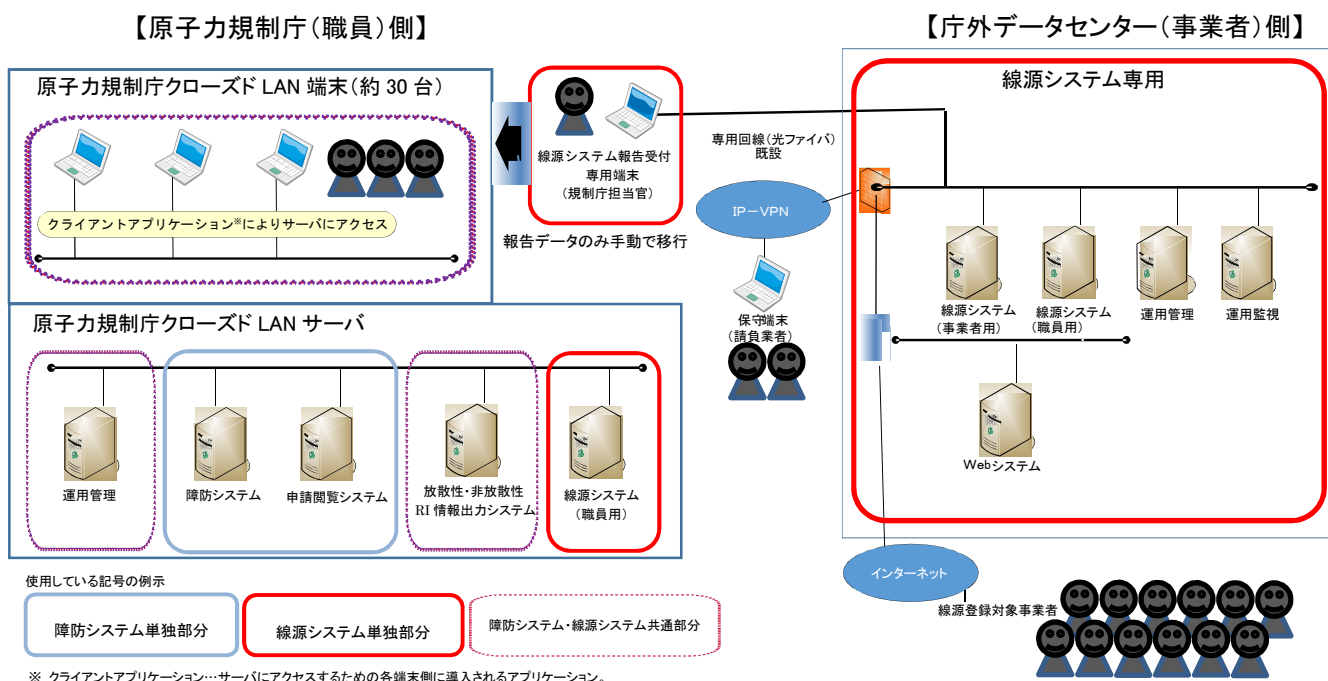
情報システムの構成に係る全体の方針は次の表のとおりである。

全体方針の分類	全体方針
システムアーキテクチャ	・ 各要件を考慮して最適なものを選択すること。
ソフトウェア製品の活用方針	・ 広く市場に流通し、利用実績を十分に有するソフトウェア製品を活用する。

	<ul style="list-style-type: none"> 一部ソフトウェア製品又は製品のバージョンは別添2「ハードウェア及びソフトウェア構成」を参照し構成すること。 ソフトウェア製品の指定がない場合、可能な限りオープンソースソフトウェア（OSS）製品（ソースコードが無償で公開され、改良や再配布を行うことが誰に対しても許可されているソフトウェア製品）の活用を図る。ただし、それらのOSS製品のサポートが確実に継続されていることを確認しなければならない。
システム基盤の方針	<ul style="list-style-type: none"> システム基盤は、定められた要件に基づきシステム構成を行うこと。（「3.2.(2) システムの全体構成」を参照のこと。）

(2) システムの全体構成

本システムの全体構成は次の図のとおりである。



【図 3. 2 - 1 本システムの全体構成】

3. 3 規模に関する事項

(1) 機器数及び設置場所

障防システム及び線源システムの機器数及び設置場所は下表のとおりである。

【表 3. 3 - 1 障防システム・線源システム共通の機器等 (庁内)】

No	機器の区分	機器数	設置場所	補足
1	AP 兼データベースサーバ	一式	庁内サーバ室 庁内クローズド LAN と接続	
2	運用管理サーバ	一式		
3	ラックコンソール/ラックコンソールスイッチ	一式		
4	イメージファイル用 NAS	一式		
5	バックアップ用 NAS	一式		
6	無停電電源装置	二式		
7	線源システム専用端末	一式	庁内執務室 庁外データセン ターと直結	線源システム専用 庁内 LAN とは接続 しない

【表 3. 3-2 線源システム専用の機器等（庁外）】

No	機器の区分	機器数	設置場所	補足
1	仮想基盤（ホスト）	二式	庁外データセン ター	
2	運用管理サーバ	一式		
3	えぬえすみはるサーバ（可 視化システム）	一式		
4	共有ストレージ	一式		
5	コンソール周辺機器	一式		
6	L3 スイッチ	一式		
7	ファイアウォール	一式		
8	監視アプライアンス	一式		
9	外部バックアップ装置	一式		
10	終端装置（ONU）	一式		
11	VPN装置	一式		
12	終端装置（ONU）	一式	システム運用・保 守業者	
13	VPN装置	一式		
14	保守用端末	一式		

仮想基盤のゲストサーバの割り当て想定スペックは、下表のとおりである。

【表 3. 3-3 仮想基盤のゲストサーバの要求スペック】

No	サーバ名	CPU 割当	メモリ割当	ディスク容量割当
1	Webサーバ	2 コア以上	4 GB以上	100GB以上
2	APサーバ	4 コア以上	8 GB以上	120GB以上
3	DBサーバ	2 コア以上	6 GB以上	120GB以上
4	ログ収集管理サーバ	4 コア以上	8 GB以上	1TB以上

(2) データ量

「1. 1 業務実施手順に関する事項(4) 入出力情報項目及び取扱量」を参照のこと。

(3) 利用者数

「1. 2 規模に関する事項」を参照のこと。

3. 4 性能に関する事項

「1. 5 管理すべき指標に関する事項」及び「3. 1 1 情報システム稼働環境に関する事項」を参照のこと。線源システムの庁外データセンター機器に関する性能については、本文の添付資料「放射線源登録管理システムの庁外データセンター機器に関わるハードウェア及びソフトウェアの仕様要件」を参照のこと。

3. 5 信頼性に関する事項

「1. 5 管理すべき指標に関する事項」及び「3. 1 1 情報システム稼働環境に関する事項」を参照のこと。

3. 6 拡張性に関する事項

「3. 1 1 情報システム稼働環境に関する事項」を参照のこと。

3. 7 上位互換性に関する事項

- ・ クライアント端末のOS及びウェブブラウザのバージョンアップに備え、ソフトウェア製品の特定バージョンに依存する機能の利用を最低限とすることとしている。
- ・ 納入する各ソフトウェアの動作をサポートすること。各ソフトウェアのバージョンアップ時に、容易にバージョンアップが可能となるよう本システムで提供する機能に関しては、製品の改変及び特殊な作り込みを排除することとしている。

3. 8 中立性に関する事項

本調達の受注者以外の業者による本システム運用業務の遂行を可能とすることを目的とし、原則として本システムの構成要素（ハードウェア及びソフトウェア等）には、仕様の公開されたプロセッサ及びインタフェース規格等、可能な限りオープンな技術を採用し、特定の業者でなければ導入できない製品及び技術は利用しないこととしている。

3. 9 継続性に関する事項

- (1) 災害や事故等が発生した場合において、本業務の継続性を確保するために必要な要件やそのための方策について検討の上、原子力規制庁担当官と協議すること。

- (2) 大規模な災害が発生し、当庁が被災した場合においては、システムの一部の一時停止もやむを得ないものとする。保守契約の範囲を超える被災時の復旧作業については、本調達範囲には含めないこととする。

3. 10 情報セキュリティに関する事項

(1) 情報セキュリティ対策要件

受注者は、下記の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

【表 3. 10-1 情報セキュリティ対策要件一覧】

No.	情報セキュリティ対策	対策に係る要件
1	主体認証	<ul style="list-style-type: none"> システムによるサービスを許可された者のみに提供するため、システムにアクセスする主体のうちサービス利用者の認証を行う機能として、識別コード (ID) とパスワードの方式を採用している。 パスワードの定期的な変更や世代管理等の厳格なパスワードポリシーによる管理機能を備えている。
2	権限管理	<ul style="list-style-type: none"> 主体のアクセス権を適切に管理するため、主体が用いるアカウント (識別コード、主体認証情報、権限等) を管理 (登録、更新、停止、削除等) するための機能を備えている。 システムの利用範囲を利用者の職務に応じて制限するため、システムのアクセス権を職務に応じて制御する機能を備え、アクセス権の割り当てが適切に管理されている。 アカウントを制御し、各アカウントの証跡の記録と管理を行っている。 特権を有する管理者による不正を防止するため、管理者権限を制御する機能を備えている。
3	システムの構成管理	<ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティインシデントの発生要因を減らすとともに、情報セキュリティインシデントの発生時には迅速に対処するため、改修時の情報システムの構成 (ハードウェア、ソフトウェア及びサービス構成に関する詳細情報) が記載された文書を提出するとともに、文書どおりの構成とすること。 既存システム各種製品の脆弱性に関する情報が公開された場合、原子力規制庁に内容を提示し承認を得て改善が実施されることとしている。
4	不正プログラムの感染防止	<ul style="list-style-type: none"> 機器等の開発工程において、府省庁が意図しない変更が加えられないよう適切な措置をとり、当該措置を継続的に

		<p>実施すること。また、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正プログラム（ウイルス、ワーム、ボット等）による脅威に備えるため、想定される不正プログラムの感染経路の全てにおいて感染を防止する機能を備えるとともに、新たに発見される不正プログラムに対応するために機能の更新が可能であること。 システム全体として不正プログラムの感染防止機能を確実に動作させるため、当該機能の動作状況及び更新状況を一元管理する機能を備えている。
5	セキュリティ監視 ・可視化	<ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティ監視のため、リアルタイムでシステム内の通信状況が把握できる仕組みを導入しており、セキュリティインシデントへの対応としてセキュリティアラート等を保存及び表示する仕組みを導入している。
6	ログの蓄積・管理	<ul style="list-style-type: none"> システムに対する不正行為の検知、発生原因の特定に用いるために、情報システムの利用記録、例外的事象の発生に関するログを蓄積し、収集後のログを改ざん不能な状態で、少なくとも1年間の期間保管している。
7	ログの保護	<ul style="list-style-type: none"> ログの不正な改ざんや削除を防止するため、ログに関するアクセス制御機能を備えている。
8	時刻の正確性確保	<ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティインシデント発生時の原因追及や不正行為の追跡において、ログの分析等を容易にするため、システム内の機器を正確な時刻に同期する機能を備えている。
9	暗号化及び電子署名	<ul style="list-style-type: none"> システムに蓄積された情報の窃取や漏えいを防止するため、情報へのアクセスを制限できる機能を備えている。また、保護すべき情報を利用者が直接アクセス可能な機器に保存しないこととしている。

(2) 情報セキュリティ要件

受注者は、下記の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

- ア. 本件に関わる業務において、原子力規制庁の意図しない変更が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、当該品質保証体制が書類等で確認できること。
- イ. システムに原子力規制庁の意図しない変更が行われるなどの不正が見付かったときに、追跡調査や立入検査等、原子力規制庁と請負先が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。また、当該体制が書類等で確認できること。

- ウ. 受注者の資本関係、役員等の情報、作業要員の氏名、所属、実績、国籍等の情報が把握できること。
- エ. 受注者の情報セキュリティ対策の実施について、以下の要件を満たすこと。
 - ① 情報セキュリティインシデントが発生した場合、原因分析及び対処方法を原子力規制庁担当官に報告し、承認を得ること。
 - ② 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況について原子力規制庁担当官に定期的に報告を行うこと。
 - ③ 情報セキュリティ対策の完了後1年以内に受注者側の責任による情報セキュリティ対策の不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。
- オ. 受注者は、原子力規制庁担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。原子力規制庁より提供された要機密情報は、請負業務以外の目的で利用しないこと。また、本業務において受注者が作成する情報については、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- カ. 受注者は、機密性2を含む要保護情報を取り扱う保守端末について、盗難、不正な持ち出し、第三者による不正操作、表示用デバイスの盗み見等の物理的な脅威から保護すること。
- キ. 受注者は、要保護情報を取り扱うサーバ装置について、サーバ装置の盗難、不正な持ち出し、第三者による不正操作、表示用デバイスの盗み見等の物理的な脅威から保護すること。
- ク. 受注者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて原子力規制庁担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- ケ. 受注者は、原子力規制庁担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、請負業務において受注者が作成した情報についても、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- コ. 受注者は、本業務におけるシステムの構築・改良等が完了し運用を開始する前に、受注者の品質管理責任者による品質報告及びセキュリティ報告を実施すること。セキュリティ報告には、脆弱性診断等の安全点検の結果を「脆弱性検査結果報告書」として作成し、原子力規制庁担当官に報告すること。また、不備が指摘された場合は、運用開始までに適切な対処を実施すること。
- サ. 受注者は、本業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を書面で報告すること。

(参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー
<https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf>
- シ. 受注者は、本業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を書面で報告すること。

(3) システムのライフサイクル

受注者は、下記の点に留意してライフサイクルを確保するものとする。

- ア. 受注者は、本システムを新規に構築、又は更改する際には、当該情報システム台帳を作成の上、セキュリティ要件に係る内容を記録又は記載し、当該内容について原子力規制庁に報告すること。
- イ. 受注者は、所管する本システムの情報セキュリティ対策を実施するために必要となる文書として、以下を網羅したシステム関連文書を整備すること。
 - ① システムを構成するサーバ装置及び端末関連情報
 - ② システム構成要素ごとの情報セキュリティ水準の維持に関する手順
 - ③ 情報セキュリティインシデントを認知した際の対処手順
- ウ. 受注者は、機器または開発等のライフサイクルで不正な変更が加えられないように管理を行うこと。また、原子力規制庁が確認できる仕組みを設けること。
- エ. 受注者は、情報セキュリティ対策の視点を加味して、機器等の納入時の確認・検査手続を整備し、原子力規制庁に承認を得ること。
- オ. 受注者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに応じた体制の整備を行うこと。
- カ. 受注者は、機器等を調達する場合には、「IT製品の調達におけるセキュリティ要件リスト」を参照し、利用環境における脅威を分析した上で、当該機器等に存在する情報セキュリティ上の脅威に対抗するためのセキュリティ要件を策定すること。
- キ. 受注者は、基盤となるシステムを利用してシステムを構築する場合は、基盤となるシステム全体の情報セキュリティ水準を低下させることのないように、基盤となるシステムの情報セキュリティ対策に関する運用管理規程等に基づいたセキュリティ要件を適切に策定すること。
- ク. 受注者は、以下の事項を含む事項を適切に実施すること。
 - ① システムのセキュリティ要件の適切な実装
 - ② 情報セキュリティの観点に基づく試験の実施
 - ③ システムの開発環境及び開発工程における情報セキュリティ対策
- ケ. 受注者は、システムの保守において、「調達仕様書」及び本資料を確認のうえシステムに実装されたセキュリティ対策に従い適切に運用すること。
- コ. 受注者は、機器等の選定時において、選定基準に対する機器等の適合性を確認し、その結果を機器等の選定における判断の一要素として活用すること。
- サ. 受注者は、システムの構築において、情報セキュリティの観点から必要な措置を講ずること。
- シ. 受注者は、構築したシステムを運用保守段階へ移行するに当たり、移行手順及び移行環境に関して、情報セキュリティの観点から必要な措置を講ずること。

- ス. 受注者は、機器等の納入時又はシステムの受入れ時の確認・検査において、仕様書等定められた検査手続に従い、情報セキュリティ対策に係る要件が満たされていることを確認すること。
- セ. 受注者は、基盤となるシステムを利用して構築されたシステムを運用する場合は、基盤となるシステムを整備し、運用管理する原子力規制委員会との責任分界に応じた運用管理体制の下、基盤となるシステムの運用管理規程等に従い、基盤全体の情報セキュリティ水準を低下させることのないよう、適切にシステムの運用設計を行うこと。
- ソ. 受注者は、不正な行為及び意図しないシステムへのアクセス等の事象が発生した際に追跡できるように、保守に係る作業についての記録を管理すること。
- タ. 受注者は、本システムの更改又は廃棄を行う場合は、当該システムに保存されている情報について、当該情報の格付及び取扱制限を考慮した上で、以下の措置を適切に講ずること。
 - ① 本システム更改時の情報の移行作業における情報セキュリティ対策
 - ② 本システム廃棄時の不要な情報の抹消
- チ. 受注者は、本システムの情報セキュリティ対策について新たな脅威の出現、監視等の状況により見直しを適時検討し、必要な措置を講ずること。

(4) 情報システムの構成要素

受注者は、下記の点に留意して構成要素を定義するものとする。

- ア. 受注者は、要保護情報を取り扱う端末について、端末の盗難、不正な持ち出し、第三者による不正操作、表示用デバイスの盗み見等の物理的な脅威から保護するための対策を講ずること。
- イ. 受注者は、要管理対策区域外で要機密情報を取り扱うモバイル端末について、盗難等の際に第三者により情報窃取されることを防止するための対策を講ずること。
- ウ. 受注者は、多様なソフトウェアを利用することにより脆弱性が存在する可能性が増大することを防止するため、端末で利用を認めるソフトウェア及び利用を禁止するソフトウェアを定めること。
- エ. 受注者は、利用を認めるソフトウェア及び利用を禁止するソフトウェアについて定期的に見直しを行うこと。
- オ. 所管する範囲の端末で利用されている全てのソフトウェアの状態は定期的に調査され、不適切な状態にある端末が検出等された場合には、改善が図られることとしている。
- カ. 端末の契約期間が終了する際には、端末の電磁的記録媒体の全ての情報が抹消されることとしている。
- キ. 障害や過度のアクセス等によりサービスが提供できない事態となることを防ぐため、将来の見通しも考慮し、サービス提供に必要なサーバ装置を冗長構成にするなどにより可用性を確保することとしている。

- ク. 受注者は、多様なソフトウェアを利用することにより脆弱性が存在する可能性が増大することを防止するため、サーバ装置で利用を認めるソフトウェア及び利用を禁止するソフトウェアを定め、対策時に原子力規制庁に提示し承認を得ること。
- ケ. サーバ装置の構成やソフトウェアの状態は年1回程度の頻度で確認され、不適切な状態にあるサーバ装置を検出等した場合には改善が図られる。
- コ. サーバ装置の契約期間が終了する際に、サーバ装置の電磁的記録媒体の全ての情報が抹消されることとしている。

3. 1 1 情報システム稼働環境に関する事項

(1) ハードウェア・ソフトウェア構成

ア システム構成図

本システムのハードウェア構成図は「3. 2. (2) 情報システムの全体構成」及び「3. 3 規模に関する事項」を参照のこと。

イ ハードウェア・ソフトウェア要件

線源システムの庁外データセンター機器の仕様については、添付資料「放射線源登録管理システムの庁外データセンター機器に関わるハードウェア及びソフトウェアの仕様要件」を参照のこと。

(2) ネットワーク構成

ア ネットワーク構成図

本システム全体のネットワーク構成図は「3. 2. (2) 情報システムの全体構成」を参照のこと。

イ ネットワーク回線の要件

「線源システム」に係るネットワークの要件は下記のとおりである。

- ・ サーバ、ネットワーク機器等の一部は庁外データセンターにおける行政LAN運用事業者が構築・運用する業務LANセグメントに接続されている。
- ・ 接続にあたっての、行政LAN運用事業者の管理するL2スイッチとの接続方式、LANケーブルの必要本数及びIPアドレス等は、原子力規制委員会ネットワーク運用事業者との協議により決定されている。
- ・ 現状、事業者からの線源登録等の報告を受けるための専用端末を原子力規制委員会原子力規制庁内に設置し、庁外データセンターに設置している報告受付サーバ（APサーバ）と専用回線（光回線）で接続し業務を行っている。

(3) 施設・設備要件

線源システムの庁外データセンター側のサーバ、ネットワーク機器等は原子力規制委員会が指定する行政LAN運用事業者が運用する庁外データセンターに設置されている。

3. 1 2 テストに関する事項

(1) テストの基本要件

- ・ 要件定義書に基づきテスト設計を行い、テスト仕様書で定義した各種テスト及び更新の影響のある機能も含めて正常性を担保すること。
- ・ 現行アプリケーション機能の動作保証をすること。
- ・ 各種テストの実施完了後、原子力規制員会に対してテスト実施結果の報告を行うこと。
- ・ 情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの脆弱性を悪用した不正を防止するため、開発時及び構築時に脆弱性の有無を確認の上、運用上対処が必要な脆弱性は修正の上、テストを実施すること。

(2) テストの種類毎の要件

本業務における改修作業において、実施すべき各テストの実施内容等を下表に示す。

No.	テストの種類	テストの実施内容等	テスト環境
1	結合テスト	・ 請負業者へ一時的に納入される機器(ハードウェア及びソフトウェア)に対して構築を行い、機器自体の動作及び設定した機器内の各種サービス機能が設計書通りに正しく動作するかテストする。	受注者内
2	総合テスト	・ 本番環境と同じような疑似的なシステム環境を整備し、各機器(ハードウェア及びソフトウェア)を接続した状態で、バックアップ・リカバリ、機器間の通信等の動作が運用手順書及び各種マニュアルのとおり正しく動作するか、異常ケースも含めて総合的にテストする。	受注者内
3	受入テスト	・ 要件定義書に基づいた信頼性、性能・拡張性、セキュリティ等に関する要件が満たされているかを確認する。 ・ 受入テストにおいて、原子力規制庁担当官が確認する作業については、手順書の整備や作業支援を実施すること。 ・ 庁外データセンターに関わる調達案件の場合は、庁外データセンターの機器等を運転させた上で、正常に動作するか、庁外データセンターの各サービス(時刻同期、DNSなど)の連携に問題はないか等のテストはもとより、外部(インターネット、原子力規制庁の報告受付用端末、受注者の保守端末)から正常にアクセスできるか確認する。	本番環境

3. 1 3 教育に関する事項

受注者は、「障防システム」と「線源システム」を運用するための「運用管理者マニュアル」に変更が生じる場合は改訂版（あるいは新規版）を作成すること。変更が生じない場合においても、契約期間最終年度において最新版の「運用管理者マニュアル」の最新版を作成すること。作成にあたっては、以下の事項を考慮すること。

- ・ 担当者の実施する操作に対応した構成であること。
- ・ 画面キャプチャを用いて、表示や遷移のイメージを理解しやすい構成であること。
- ・ 操作マニュアルの利便性を考慮した表記方法や文書ボリュームであること。

3. 1 4 改修に関する事項

受注者は、本システムの運用を支援するために必要な「設計・開発実施計画書」、「設計・開発実施要領」、「設計・開発実施要領に基づく管理資料」等を作成し、原子力規制庁の承認を受けること。

運用支援業務においては、以下の内容を実施すること。

(1) 設計・開発業務

受注者は、以下に示す設計・開発項目を踏まえた基本設計書及び詳細設計書を作成し、事前に原子力規制庁の承認を受けること。

<設計・開発項目>

調達仕様書 3. 1 に示された内容の改修を行い、追加した機能に係るマニュアル等の図書を作成すること。

(2) テスト

- ・ 改修に伴うテストについても、「3. 1 2 テストに関する事項」における要件を満たすこと。
- ・ 動作確認については、「テスト計画書」、「テスト仕様書」及び「試験項目表」を作成し、試験を実施すること。
- ・ 試験結果等を取りまとめた「テスト仕様書兼結果報告書」を作成し、原子力規制庁に提出すること。
- ・ 線源システムが正常に動作しないことが判明した場合には、原子力規制庁担当官と協議の上、指定された期日までに正常に動作するよう対策をとること。

(3) 受入テスト支援

- ・ 受注者は、原子力規制庁が改修に係る「受入テスト計画書(案)」を作成するにあたり、情報提供等の支援を行うこと。
- ・ 受注者は原子力規制庁が改修に係る受入テストを実施するに当たり、環境整備、運用等の支援を行うこと。
- ・ 受注者は、必要に応じて線源システムの稼働（リハーサル、本番）時の立会

いを行い、障害・問題が発生した際には、復旧作業を支援すること。

(4) 改修に伴う業務内容

改修に伴う業務内容を以下に示す。

ア 定常時対応

(ア) バックアップ要件

- ・ 既設のサーバ、ネットワーク機器等を用いたシステム（OS、ミドルウェアを含む。）及びデータのバックアップとリカバリ方法について、運用手順に変更がある場合は改訂した運用手順書を提示した上で実施すること。

(イ) 構成管理

- ・ 本システムの機器構成情報や設定変更情報を管理し、構成に変更が必要な場合は、その理由や影響等を提案書として報告すること。
- ・ 受注者は、構成の変更を行った場合は、該当するドキュメント類（構成管理台帳等）を更新し、提出すること。

(ウ) セキュリティ管理

- ・ 改修に関わる各種ソフトウェアのセキュリティ情報等をメーカーのサイトから収集し、本システムの運用上、必要なものについては本システムへの影響とあわせて報告し、本システムへのセキュリティパッチ等の適用の可否について原子力規制庁担当官と協議すること。ただし、セキュリティパッチ等を適用するにあたり、本システムの開発アプリケーションソフトウェアに改修が必要な場合は、調査報告書を提出するとともに、その対応方法について原子力規制庁担当官と協議を行うこと。
- ・ 構成変更に関わるドキュメント類（構成管理台帳等）を更新し、提出すること。

(エ) 問合せ対応

- ・ 原子力規制庁担当官からの改修に関わる問合せ（例えば、構成管理やセキュリティ管理等）への対応や操作について支援すること。
- ・ 本システムの利用者からの改修に関わる問合せに関し、原子力規制庁担当官からその対応について問合せがあった場合は、これを支援すること。

(オ) セキュリティ監査や各種調査への対応

- ・ 原子力規制委員会が実施するセキュリティ監査等により、設定変更を伴う本システムへの対応指示等を受けた場合には、迅速な調査・検証を実施の上、対応について原子力規制庁担当官と協議すること。
- ・ 本システムに関する政府機関からの調査依頼あるいは対応指示事項に関して、原子力規制庁担当官から相談や調査依頼を受けた場合は、遅滞なく助言・参考資料提出等の支援を行うこと。

イ 障害発生時対応

- ・ 受注者は、改修が原因となった障害発生時（又は発生が見込まれる時）には、原子力規制庁からの連絡を受け、障害発生時保守作業（原因調査、応急措置、報告等）を行うこと。障害には、情報セキュリティインシデントを含めるものとする。
- ・ 受注者は、本システムの障害に関して事象の分析（発生原因、影響度、過去の発生実績、再発可能性等）を行い「障害対応報告書」を作成し、同様の事象が将来にわたって発生する可能性がある場合には、恒久的な対応策を提案すること。

（ア）本システム用アプリケーションソフトウェア障害対応

- ・ 受注者は、改修が原因となった障害発生時（又は発生が見込まれる時）には、障害の解析結果を分析した上で、復旧すること。
- ・ 復旧作業では、本システムを運用継続するために必要となる改修を優先して実施すること。
- ・ ただし、改修に48時間以上を要する場合には、本システムを運用継続するための代替策（暫定処置を含む。）の提案すること。
- ・ アプリケーションソフトウェアの迅速性に担保がない等障害対応に支障を来す恐れがあると原子力規制庁担当官が判断した場合には、受注者の責任と負担においてアプリケーション開発事業者に再委託の上、作業を実施すること。

（イ）外部システムに起因する障害対応

- ・ 障害発生原因が本システム外のシステム（例えばクローズドLANネットワークシステム等）にある場合は、外部システム向けに解析結果をまとめ提出すること。
- ・ 外部システム障害でその復旧に48時間以上を要する場合、本システムを運用継続するための対応策（暫定処置を含む。）を検討して提案すること。
- ・ 外部システム側の障害が復旧した後、システムの正常動作を確認すること。また、外部システムとの切り分け方法やシステムの正常動作の確認方法について具体的な提案をすること。

（ウ）障害対応報告書

障害対応作業後、速やかに、障害内容、障害発生から復旧に至るまでの経過、障害発生原因、対応内容を記載した報告書を提出すること。

ウ 引継ぎ

- ・ 受注者は、原子力規制委員会が本システムの更改を行う際には、次期システ

ムにおける要件定義支援事業者及び設計・開発事業者等に対し、作業経緯、残存課題等に関する情報提供及び質疑応答等の協力を行うこと。

- ・ 受注者は、本契約の終了後に運用支援事業者に対し、作業経緯、残存課題等についての引継ぎを行うこと。

エ ODB登録用シートの提出

改修対象を含む部分のみについて記載すればよい。本業務の参考情報として基本事項を以下に示す。

(ア) 各データの変更管理

- ・ 情報システムの運用において、開発規模の管理、ハードウェアの管理、ソフトウェアの管理、回線の管理、外部サービスの管理、施設の管理、公開ドメインの管理、取扱情報の管理、情報セキュリティ要件の管理、指標の管理の各項目についてその内容に変更が生じる作業をしたときは、当該変更を行った項目

(イ) 作業実績等の管理

- ・ 情報システムの運用・保守中に取りまとめた作業実績、リスク、課題及び障害事由

放射線源登録管理システムの庁外データセンター機器に関わる
ハードウェア及びソフトウェアの要件

- ① 「線源システム（事業者側）」のハードウェア及びソフトウェアの要件を示す。
- ② なお、ハードウェア及びソフトウェアは賃貸借保守期間中の保守サポート（ライセンス等）を含めるものとする。
- ③ 「線源システム」を構成するハードウェア等は1ラック42ユニット構成に収納できること。

No.	サーバ	システム構成	項目	要求仕様
1	仮想基盤 (ホスト)	ハードウェア	CPU	CPU 性能は 2.30GHz 相当以上を有すること。
2				各システムに必要な処理性能を割り当てられることが可能な x86 または x64 と同等のアーキテクチャ CPU を備えること。
3			メモリ	各システムに必要な処理性能を割り当てられることが可能なメモリを備えること。
4				メモリのエラー発生時にハードウェアにて自動的に誤りデータを補正できる機能(ECC 機能等)を有すること。
5				メモリモジュールを最台 24 枚搭載可能であること。
6				768GB 以上のメモリを搭載可能であること。
7			ディスク装置	7.2Krpm 以上の回転速度を有すること。
8				RAID アレイ構成を搭載、ディスク装置の障害時にデータを保持できること。
9				RAID 構成は RAID1 以上とすること。
10				3.5 インチハードディスクが搭載可能であること。
11				2.5 インチハードディスクを最大 10 本搭載可能であること。
12				OSブート専用モジュール
13		光学式ドライブ	OS ブート可能な DVD-ROM 及び CD-ROM の読み込みに対応していること。	
14			CD、DVD、Blu-ray ディスクへの書き込みは不可能とすること。	

15			LAN インタフェース	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T インタフェースを 4 ポート以上有し、10GBASE-T を 2 ポート以上有すること。
16				オンボード LAN ポートを用途に応じて選択できること。
17				LAN ポートを最大 16 ポート以上搭載可能であること。
18				8Gbps 以上の転送速度を有すること。
19			サーバ監視機能	管理コンソールは、故障箇所の実機イメージでの表示が可能であること。
20				ハードウェアの監視やエラー通知が可能であること。
21				監視で取得したサーバ情報の過去のデータとの比較が可能であること。
22				仮想サーバの CPU・メモリ・HDD のリソースを定期的に監視し、しきい値を超えた場合にシステム管理者へ通知可能であること。
23				サーバ異常発生時に、警告灯と連携して光や音で異常を通知可能であること。
24		ソフトウェア	OS 等	RedHatLinux Enterprise7 以上とすること。
25				ウイルス対策を行うこと。
26		その他		システムボード上にモジュールやコンポーネントの異常・故障を通知する LED があること。 故障した DIMM が、システムボード上の DIMM スロットの LED 点灯で特定できること。
27				PCI カード故障をボード上で LED 通知が可能であること。
28				SAS アレイコントローラカードの故障をボード上で LED 通知可能であること。
29				通電されていない状態でも、システムボード上にモジュールやコンポーネントの異常・故障を LED 通知できること。
30				システムボード上から、故障したファンの LED 通知が可能であること。
31				外面でファンの故障予兆を通知可能であること。 (CSS ランプで故障予兆の表示ができる)
32	運用管理	ハードウェア	CPU	CPU 性能は 2.30GHz 相当以上を有すること。

33	サーバ		各システムに必要な処理性能を割り当てられることが可能な x86 または x64 と同等のアーキテクチャ CPU を備えること。
34		メモリ	各システムに必要な処理性能を割り当てられることが可能なメモリを備えること。
35			メモリのエラー発生時にハードウェアにて自動的に誤りデータを補正できる機能(ECC 機能等)を有すること。
36			メモリモジュールを最台 24 枚搭載可能であること。
37			768GB 以上のメモリを搭載可能であること。
38		ディスク装置	7.2Krpm 以上の回転速度を有すること。
39			RAID アレイ構成を搭載、ディスク装置の障害時にデータを保持できること。
40			RAID 構成は RAID1 以上とすること。
41			3.5 インチハードディスクが搭載可能であること。
42			2.5 インチハードディスクを最大 10 本搭載可能であること。
43		OS ブート専用モジュール	システムボード上に OS の起動を高速化するモジュール (SATA Flash モジュール) が搭載可能であること。
44			光学式ドライブ
45		CD、DVD、Blu-ray ディスクへの書き込みは不可能とすること。	
46		LAN インタフェース	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T インタフェースを 4 ポート以上有し、10GBASE-T を 2 ポート以上有すること。
47			オンボード LAN ポートを用途に応じて選択できること。
48			LAN ポートを最大 16 ポート以上搭載可能であること。
49			8Gbps 以上の転送速度を有すること。
50		サーバ監視機能	管理コンソールは、故障箇所の実機イメージでの表示が可能であること。
51			ハードウェアの監視やエラー通知が可能であること。
52			監視で取得したサーバ情報の過去のデータとの比較が可能であること。

53				仮想サーバの CPU・メモリ・HDD のリソースを定期的に監視し、しきい値を超えた場合にシステム管理者へ通知可能であること。
54				サーバ異常発生時に、警告灯と連携して光や音で異常を通知可能であること。
55		ソフトウェア	OS 等	RedHatLinux Enterprise7 以上とすること。
56				ウイルス対策を行うこと。
57		その他		システムボード上にモジュールやコンポーネントの異常・故障を通知する LED があること。 故障した DIMM が、システムボード上の DIMM スロットの LED 点灯で特定できること。
58				PCI カード故障をボード上で LED 通知が可能であること。
59				SAS アレイコントローラカードの故障をボード上で LED 通知可能であること。
60				通電されていない状態でも、システムボード上にモジュールやコンポーネントの異常・故障を LED 通知できること。
61				システムボード上から、故障したファンの LED 通知が可能であること。
62				外面でファンの故障予兆を通知可能であること。 (CSS ランプで故障予兆の表示ができる)
63	ストレージ	ハードウェア	メモリ	停電時にはシステムメモリ上のキャッシュデータを不揮発メモリに退避し、復電時までデータを保護すること。
64				特定のアクセスでキャッシュを占有しないように制限可能なこと。
65			コントローラ	コントローラ数は2つ以上有すること。
66			ホストインタフェース	最大 10Gbit/s (10GBASE-T) での接続が可能であること。 iSCSI のインタフェースを 4 ポート以上有すること。
67			ディスク装置	同一インチの異なる種類のディスクドライブを同一ドライブエンクロージャー内に混在搭載可能であること。
68				データストア用ディスクとして、3TB 10Krpm (RAID1+0)を有すること。 バックアップ用ディスクとして、3TB 7.2Krpm (RAID6)を有すること。

69			電力消費量	使用頻度の低いディスクドライブに対し、一定期間ディスク回転を停止させ、消費電力を削減する運用が可能であること。
70				ディスク回転の停止設定は GUI と CLI によりおこなえること。
71				回転停止期間のスケジューリングは、RAID グループごとに設定が可能であること。
72				使用しない時間帯はディスクの回転停止に加え、ドライブへの電源供給を停止し、消費電力を削減する機能を有すること。
73			ディスク管理等	予防交換が必要と判断したディスクドライブについて、冗長性を維持した状態でホットスペアディスクドライブへデータを自動コピーし、コピー完了後に自動切替えを行う機能を有すること。
74				高速リビルド機能を有すること。
75				システム稼働中に、RAID グループへディスクドライブを追加し、論理ボリューム (LUN) の新規作成が可能であること。
76				ワイドストライピング機能により、複数の RAID に跨ったボリュームを作成可能なこと。
77				論理ボリュームを仮想化し、それに割り当てる物理ディスクは実際に使用するだけのストレージ容量とすることで、ストレージ容量の効率的な利用と初期投資の抑制が可能であること。
78				VMware が提供する vStorage APIs for Array Integration (VAAI) をサポートしていること。
79		その他	管理機能	日本語による GUI 管理画面を提供すること。
80				運用者に割り当てられる権限 (ロール) は 6 つ以上に細分化が可能なこと。
81				イベントを外部サーバ (syslog サーバ) へ送信することが可能なこと。
82				不審者からのアクセスを考慮し、管理用 GUI へのアクセスや設定変更情報を監査ログとして外部サーバ送信することが可能なこと。

83	ネットワーク情報可視化ソフトウェア	ハードウェア及びソフトウェア	CPU	3.6GHz 8Core(Core i7-4790 相当)以上
84			メモリ	8GB DDR3 1600MHz 以上
85			ディスク	250GB(7200rpm, SATA) 以上
86			ビデオカード	NVIDIA Geforce GT720(1024MB) 以上
87			OS	RedHatLinux(CentOS)6 系以上

88		基本仕様	センサー、ゲート、アラート情報収集、可視化機能等が稼働するハードウェアを提供すること。各機能が稼働するのに十分なスペックを有すること。可視化機能用のサーバ以外は、同一サーバ筐体上に構成することでもかまわない。
89			いずれのサーバも、IEEE802.3ab に準拠した1000BASE-T インタフェースを2ポート以上有すること。
90			センサー、ゲート、アラート情報収集、可視化機能はソフトウェアで提供され、本機能専用のハードウェアまたは仮想マシンに実装して提供できること。なお、対象となるセンサー数、ゲート数により費用が増大しないこと。
91			ネットワークセグメント間のネットワークトラフィックを送信元/送信先 IP アドレスを元に通信の軌跡で表示できること
92			ネットワークセグメント間のネットワークトラフィックの流量をパケット数、またはデータ量によりリアルタイムに表示できること。
93			セキュリティ製品等から受信したイベント情報（セキュリティアラートログ）から必要情報を抽出・保存し、アラートが発生した内容を元に表示できること。
94			パケットの詳細として以下の内容が可視化ソフトウェアのマップ画面上に表示できること。（パケットが取得された時間、送信元・送信先 IP アドレス、プロトコル、送信元・送信先ポート番号
95			以下のプロトコルが表示できること。（UDP、TCP SYN、TCP SYN/ACK、TCP ACK、TCP、FIN、TCP RST、TCP PUSH、TCP OTHER（TCP の上記以外）、ICMP）
96			センサーでネットワークトラフィックを取り込む方法として「既存ネットワーク機器のポートミラーリング」、「センサーと既存ネットワーク機器の間に設置した TAP で取り出したトラフィック」及び「sFlow (RFC3176)」が利用可能であること。
97			センサーで受信したネットワークトラフィックデータの中から、データ部分を除いたヘッダー部分のみゲートへ送信することによりゲートへのネットワークトラフィック量を圧縮できること。
98	フィルタリングの設定により、以下に関するネッ		

		<p>トワークトラフィック表示の選択ができること。 (送信元 IP アドレスと送信先 IP アドレスの組合せ、プロトコル、送信元ポート番号と送信先ポート番号の組合せ、プロトコルと送信先/送信元ポート番号の組合せ)</p>
99		<p>1 つのネットワークセグメントが 256 個のブロックで表現され、その 1 つのブロックを選択することにより、選択したネットワークの下位ネットワークが表示されること。また、マウス操作により上位ネットワークが描画できること。</p>
100		<p>可視化ソフトウェアで受信したトラフィック情報の 1 パケットずつネットワークオブジェクトとしてマップ画面上に描画し、ネットワークトラフィックの流れ、流量の混み具合が識別できること。</p>
101		<p>ネットワークトラフィックの流量の多寡に従い、軌跡を色分けして表示できること。また、軌跡の高低、太さにより、流量を表示できること。</p>
102		<p>過去に取得した pcap 形式のファイルを入力データとして、オンラインの場合と同様にオフラインでも可視化ソフトウェアのマップ画面上で描画できること。</p>
103		<p>マップ画面は、マウス操作により 3 次元で動かすことができること。</p>
104		<p>セキュリティ製品等から受信したイベント情報の内容に応じたレベル付けが可能なこと。</p>
105		<p>マップ画面上へレベル付けされたアラートオブジェクトが描画されること。</p>
106		<p>可視化ソフトウェアのマップ画面上で入力として受けたイベント情報(セキュリティアラートログ)が、全イベントまたはセキュリティ製品単位で確認できること。</p>
107		<p>可視化ソフトウェアのマップ画面上に表示されたイベント情報(セキュリティアラートログ)の表示位置(上下)、大きさ、または回転等によって、発生箇所(アラート発生元/発生先)、アラート数やアラート鮮度が識別できること。</p>
108		<p>独自に作成したマップ画面を可視化ソフトウェアに取り込んで、そのマップ画面上にトラフィック情報やイベント情報が描画できること。</p>

109				フィルタリング設定で、以下に関するトラフィックまたはイベント情報の選択ができること。(受信したセキュリティ製品の種類、現在時刻から過去、設定した秒数以内のアラート、指定したアラートレベル以上のアラート、指定したプロトコル(TCP, UDP, ICMP, その他)、指定したアラートメッセージ、送信元 IP アドレスと送信先 IP アドレスの組合せ、送信元ポート番号と送信先ポート番号の組合せ)
-----	--	--	--	--

110	監視アプリケーション	ハードウェア	インタフェース	eSATA (SATA II) のポートを1つ以上有し、10/100/1000Base-Tでの接続が可能なこと。
111			内部ストレージ	256GB以上を有すること。
112			基本仕様	監視機能
113		VMware環境の自動監視が可能なこと。		
114		グラフィカル表示機能		Webによるステータス表示と監視設定が可能なこと。
115				リアルタイムグラフ表示、グラフ一覧表示が可能なこと。
116				障害検知、通知機能
117		メール通知が可能であること。		
118		その他		監視設定のバックアップ機能を有すること。

119	バックアップ装置	ハードウェア	筐体・構成	1TBカートリッジ(RDX)を8本以上搭載できること。
120			インタフェース	最大10Gbit/s(10GBASE-T)での接続が可能であること。
121				iSCSIのインタフェースを有すること。
122		ソフトウェア	バックアップ	仮想サーバ(ゲスト)のバックアップに対応できること。

123	ファイアウォール	ハードウェア	スループット	ファイアウォールスループットは最大2.5Gbpsが可能なこと。
124				DMZ/LANとセグメントを分割、公開サーバへのアクセス許可や冗長等の設定が可能なこと。
125		その他	GUI管理画面を提供すること。	

126				UTM 機能を有すること。
127				高可用性 (HA) 構成に対応できること。

128	スイッチング ハブ	ハードウェア	構成	冗長構成とすること。
129			インタフェース	10/100/1000Base-T での接続が可能で 24 ポートを有すること。
130				1000BASE-T/10GBASE-T ポートに 6 ポート以上拡張が可能なこと。
131			基本仕様	スタック構成が可能であること。
132				標準 MIB による監視が可能であること。

133	ラックコン ソール	ハードウェア	基本仕様	KVM スイッチを本装置後部に 1 台搭載すること。 ホットキーによりサーバを切り替えられること。
134				17 インチ TFT (SXGA) モニタを搭載すること。
135				OADG 準拠の 109A 日本語キーボードを搭載すること。
136				ポインティングデバイス (タッチパッド) を搭載すること。

137	保守用機器	ハードウェア 及びソフト ウェア	受注者用 P C 端末	<ul style="list-style-type: none"> 受注者が庁外データセンターに接続しリモート環境で保守可能な機器及びソフトウェアを検討すること。 P C 端末生体認証等のアクセス制限をかけていること。 ウイルス対策を行うこと。 設置場所は保守関係者のみが入室可能なセキュリティ認証 (認証番号やカードキー等) を設けた執務環境とすること。
			受注者用 VPN 装 置	
			受注者用終端 装置	

入札適合条件

令和3年度放射性同位元素等規制法に係る運用管理システムアプリケーションの改修を実施するにあたり、以下の条件を満たすこと。

- (1) 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。
- (3) 作業を実施する候補者（以下「作業候補者」という。）が、原子力規制委員会原子力規制庁の担当職員と日本語による意思の疎通ができること。
- (4) 過去3年以内に官公庁において情報管理システムの構築・改修の業務に従事した実績を有する者であること。
- (5) 放射性同位元素等の規制に関する法律の用語、手続き等に関して十分に知見のある者であること。
- (6) 本契約に係る改修の作業が原因で生じた不具合において、連絡から6時間以内に調査をはじめ、48時間以内に復旧が行えるような体制を構築できること。
- (7) 仕様書「5.2 作業要員に求める資格等の要件」で定める要件を満たす者であること。
- (8) 本業務を実施する事業所等が、ISMS 認証及びプライバシーマークもしくは JAPICO マークの認定を受けていること。

本件の入札に参加しようとするものは、上記の（1）から（8）までの条件を満たすことを証明するために、様式1及び様式2の適合証明書等を原子力規制委員会原子力規制庁に提出し、原子力規制庁長官官房放射線防護グループ放射線規制部門が行う適合審査に合格する必要がある。

なお、適合証明書等（添付資料を含む。）を書面で提出する場合は、正1部、及び副1部を提出すること。電子調達システムで参加する場合は、入札説明書に記載の期限までに同システム上で適合証明書を提出すること。

また、適合証明書を作成するに際して質問等を行う必要がある場合には、令和3年7月7日（水）12時までに電子メール又は文書（FAXも可）で、下記の原子力規制庁長官

官房放射線防護グループ放射線規制部門に提出すること。

提出先：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ放射線規制部門

〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル7階

担 当：江田和由 堀朗生 高田桂介

メール：nra.contact.027c.j5r@ks.nsr.go.jp*

※メールで連絡の際には、併せて電話にてその旨を報告すること。

TEL：03-5114-2155

FAX：03-5114-2128

(様式1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者役職・氏名

「令和3年度放射性同位元素等規制法に係る運用管理システムアプリケーションの改修」の入札に関し、応札者の条件を満たしていることを証明するため、適合証明書を提出します。

なお、落札した場合は、仕様書に従い、万全を期して業務を行いますが、万一不測の事態が生じた場合は、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官の指示の下、全社を挙げて直ちに対応します。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E - m a i l :

適合証明書

件名：令和3年度放射性同位元素等規制法に係る運用管理システムアプリケーションの改修

商号又は名称：

条 件	回 答 (○or×)	資料 No.
(1) 令和01・02・03年度(平成31・32・33年度)環境省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。		
(2) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。		
(3) 作業を実施する候補者(以下「作業候補者」という。)が、原子力規制委員会原子力規制庁の担当職員と日本語による意思の疎通ができること。		
(4) 過去3年以内に官公庁において情報管理システムの構築・改修の業務に従事した実績を有する者であること。		
(5) 放射性同位元素等の規制に関する法律の用語、手続き等に関して十分に知見のある者であること。		
(6) 本契約に係る改修の作業が原因で生じた不具合において、連絡から6時間以内に調査をはじめ、48時間以内に復旧が行えるような体制を構築することができること。		
(7) 仕様書「5.2 作業要員に求める資格等の要件」で定める要件を満たすものであること。		
(8) 本業務を実施する事業所等が、ISMS認証及びプライバシーマークもしくはJAPICOマークの認定を受けていること。		

適合証明書に対する照会先

所在地 : (郵便番号も記載のこと)

商号又は名称及び所属 :

担当者名 :

電話番号 :

FAX 番号 :

E-Mail :

記載上の注意

1. 適合証明書の様式で要求している事項については、指定された箇所に記載すること。なお、回答欄には、条件を全て満たす場合は「○」、満たさない場合は「×」を記載すること。
2. 内容を確認できる書類等を要求している場合は必ず添付した上で提出すること。なお、応札者が必要であると判断する場合については他の資料を添付することができる。
3. 適合証明書の説明として別添資料を用いる場合は、当該項目の「資料 No.」欄に資料番号を記載すること。
その場合、提出する別添資料の該当部分をマーカー、丸囲み等により分かりやすくすること。
4. 資料は、日本語（日本語以外の資料については日本語訳を添付）、A4判（縦置き、横書き）で提出するものとし、様式はここに定めるもの以外については任意とする。
5. 適合証明書は、下図のようにまとめ提出すること。



- ①項目ごとにインデックス等を付ける。
- ②紙ファイル、クリップ等により、順序よくまとめ綴じる。

(案)

契 約 書

支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）とは、「令和3年度 放射性同位元素等規制法に係る運用管理システムアプリケーションの改修」について、次の条項（特記事項を含む。）により契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

(契約金額)

第2条 金〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額円）とする。
2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

(契約期間)

第3条 契約締結日から令和4年3月31日までとする。

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(一括委任又は一括下請負の禁止等)

第5条 乙は、役務等の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、委任又は請負させた業務に伴う当該第三者（以下「下請負人」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。本項に基づく乙の責任は本契約終了後も有効に存続する。

3 乙は、第1項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、下請負人と書面で約定しなければならない。また、乙は、甲から当該書面の写しの提出を求められたときは、遅滞なく、これを甲に提出しなければならない。

(監 督)

第6条 乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。

2 甲は、いつでも乙に対し契約上の義務の履行に関し報告を求めることができ、また必要がある場合には、乙の事業所において契約上の義務の履行状況を調査することができる。

(完了の通知)

第7条 乙は、役務全部が完了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

(検査の時期)

第8条 甲は、前条の通知を受けた日から10日以内にその役務行為の成果について検査をし、合格したうえで引渡し又は給付を受けるものとする。

(天災その他不可抗力による損害)

第9条 前条の引渡し又は給付前に、天災その他不可抗力により損害が生じたときは、乙の負担とする。

(対価の支払)

第10条 甲は、業務完了後、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に対価を支払わなければならない。

(遅延利息)

第11条 甲が前条の約定期間内に対価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

(違約金)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、違約金として次の各号に定める額を徴収することができる。

- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに本契約の契約仕様書に基づき納品される納入物（以下「納入物」という。）の引渡しを終わらないとき 延引日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額
- (2) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに納入物の引渡しが終わる見込みがないと甲が認めたとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (3) 乙が正当な事由なく解約を申出たとき 契約金額の100分の10に相当する額

- (4) 甲が本契約締結後に保全を要するとして指定した情報（以下「保全情報」という。）が乙の責に帰すべき事由により甲又は乙以外の者（乙の親会社、地域統括会社等を含む。以下同じ。ただし、第16条第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。）に漏洩したとき 契約金額の100分の10に相当する額
 - (5) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき 契約金額の100分の10に相当する額
 - (6) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき 契約金額の100分の10に相当する額
- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（契約の解除等）

- 第13条 甲は、乙が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ちに解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約金額その他これまでに履行された請負業務の対価及び費用を支払う義務を負わない。
- 2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、契約金額の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

（契約不適合責任）

- 第14条 甲は、役務行為が完了した後でも役務行為の成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。
- 2 前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するにはその契約不適合の事実を知った時から1年以内に乙に通知することを要する。ただし、乙が、役務行為の成果を甲に引き渡した時において、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- 3 乙が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、乙の負担において第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の履行期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか甲が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、甲は、乙に対し、第1項の催告をすることなく、乙の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

(損害賠償)

第15条 甲は、契約不適合の履行の追完、対価の減額、違約金の徴収、契約の解除をしても、なお損害賠償の請求をすることができる。

2 甲は、前項によって種類又は品質に関する契約不適合を理由とする損害の賠償を請求する場合、その契約不適合を知った時から1年以内に乙に通知することを要するものとする。

(保全情報の取扱い)

第16条 乙は、保全情報を乙以外の者に提供してはならない。ただし、甲が個別に許可した場合はこの限りでない。

2 乙は、契約履行完了の際、保全情報を甲が指示する方法により、返却又は削除しなくてはならない。

3 乙は、保全情報が乙以外の者（ただし、第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。）に漏洩した疑いが生じた場合には、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、甲に連絡するものとする。また、甲が指定した情報の漏洩に関する甲の調査に対して、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、協力するものとする。

(秘密の保持)

第17条 前条に定めるほか、乙は、本契約による作業の一切について秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うものとする。

2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第18条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、乙から債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4

条第2項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

- (1) 甲は、承諾の時に本契約上乙に対して有する一切の抗弁について保留すること。
 - (2) 譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（著作権等の帰属・使用）

- 第19条 乙は、納入物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。乙、乙以外の事業参加者及び第三者の権利の対象となっているものを除く。）を甲に無償で引き渡すものとし、その引渡しは、甲が乙から納入物の引渡しを受けたときに行われたものとみなす。乙は、甲が求める場合には、譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。
- 2 乙は、納入物に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
 - 3 乙は、特許権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（個人情報の取扱い）

- 第20条 乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。
- 2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者（第5条第2項に定める下請負人を含む。）に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせること。
 - (2) 甲から預託を受けた個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製

し、又は改変すること。

- 3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。
- 5 乙は、甲から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 7 第1項及び第2項の規定については、本契約終了後、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

(資料等の管理)

第21条 乙は、甲が貸出した資料等については、十分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとらなければならない。

(契約の公表)

第22条 乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

(紛争の解決方法)

第23条 本契約の目的の一部、納期その他一切の事項については、甲と乙との協議により、何時でも変更することができるものとする。

- 2 前項のほか、本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めてない事項については、甲と乙との協議により決定するものとする。

特記事項

【特記事項1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
 - イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき
 - ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- (2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- (3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- (1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- (2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- (3) 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直

ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都港区六本木一丁目9番9号
支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名

乙

以下、仕様書を添付